

令和元年八郎潟町議会 12月定例会 会議録

第1日目 令和元年12月10(火)

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。11番 伊藤秋雄君、1番 小柳聡君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、12月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
去る11月25日午前10時から第一委員会室において、当局より総務課長が出席し12月定例会の日程について、また12月2日、午前10時から第一委員会室において当局より町長、総務課長が出席し、議案等について委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例の一部改正及び制定関係議案が8件、令和元年度補正予算議案6件、工事請負契約の変更契約の締結と、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、及び人事案が2件、諮問が1件であります。
陳情は、6件で、一般質問者は6名となっております。
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明・質疑、陳情についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたします。
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。
最終日は、午後3時から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあと討論・採決を行います。
以上のとおり、今定例会の会期は、皆様に配布した資料のとおり、本日から13日までの4日間で行うことにしております。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 村井 剛 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から13日までの4日間と決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、令和元年9月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しておりますが、その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
以上で議長の諸般報告を終わります。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 村井 剛 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに11日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手してください。
ありますでしょうか。はい、2番 柳田議員。
- 2番 柳田裕平 2番 柳田です。2ページのところの八郎潟町総合戦略、この計画が1年延長すると

なってますが、それはどういう理由からでしょうか。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございますが、ここにも書いてありますように後期総合計画の後期計画と年度を合わせるということが第1点、それから秋田県次期総合戦略、これが今年度策定されます。これを踏まえまして本町だけの総合戦略では、なかなか効果が上がっていかないものですから、連携を取りながら進めて参りたいということから、このようにしました。以上です。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。ないようですので、はい、10番 金議員。

10番 金一義 最後のページで、産業文化祭のことを書いてありますけども、えきまえ交流館はちぱルにおいて、イベントとありますが、大体ここに行かれた観覧者というんですか、そういうの統計取ってますか。
と言うのは毎年同じような形で、何か発展性がないんじゃないかなと私見ておるんですけども、大体お客さんを呼ぶためには、どういう形の物をやりたいのか、そういう形で当局の方ではどういう考えを持ってやってるのか、ただ展示すればいいとかそういうのじゃなくて、そういうものの考え方をしておるのかどうか、あそこには人が入ればカウントするそういう装置があるようですので、そこら辺のことも周知徹底してやってるのかどうか、ということでお伺いします。

議長 村井 剛 産業部門ですよね。文化部門、そうすればそのことで落合教育課長。

教育課長 落合智 来館された人数については把握してませんけれども、昨年と比べますとシルバー人材のお店など多く出たという風なことでは、来館する人数については増えていると思っております。

議長 村井 剛 産業部門の方はいいですか。はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 昨年開かれなかったおもしろ市場を、今年度開催して人を呼び込むような施策はしております。以上でございます。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。はい、4番 三戸議員。

4番 三戸留吉 4ページの幼稚園のことで、ちょっと聞きたいと思いますが、3歳児以上のようにするに今の形でやるのが12名と、この内容、この辺ちょっと今までどおり3歳児、4歳児、5歳児が別々の教室でやるのか、一括してやるのか、その辺ちょっともう少し具体的に説明お願いできないでしょうか。ようするにここに書いてあるのを見れば、教育を希望するのは12名と、後の3歳児以下一般の保育が49名と書いてあるけども、その内容ちょっとお願いします。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 教育と保育に関してですけども、1号認定、2号認定につきましては、午前中の部分いわゆる幼稚園部分、今まで幼稚園だった部分そこが保育園から2号認定と同じ内容でございます。
午後の幼稚園教育が終わった後半の部分、これが保育を必要とする子供さんということで、2号認定の方がそちらの方の延長保育的な形の進め方でございます。
ですので、ご心配なさってるのは1号認定の方も2号認定の方も、同じ教育を午前中幼稚園教育を行うということでございます。よろしいでしょうか。

議長 村井 剛 次に、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 5ページのプレミアム商品券について、ちょっとお伺いしたいと思いますが、今、40パーセント程度のところまで伸びているという現状がそうだとすることで、五城目町、井川町と協議した結果というところもあるので、他町村の割合というのはどんなものなんでしょうか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 他町村につきましては、本町より若干落ちております。それで参考までですけども11月末時点で本町は47パーセントになっております。以上でございます。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に、日程第5、議案第41号から日程第20、議案第56号までの16議案について各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
議事日程については、配付している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

初めに、会議日程資料の8ページをご覧ください。
議案第41号 八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について
住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、令和元年11月5日から、申請をした方に限り、住民票及び個人番号カードに旧氏を現在の氏と併記する取扱いが開始されております。
これに伴い、総務省では市区町村が行う印鑑登録事務のガイドラインである印鑑登録証明事務処理要領を改正し、旧氏での印鑑登録を可能とする技術的助言があったことから、これを踏まえて、旧氏での印鑑登録や印鑑登録証明書に旧氏を併記するため、一部改正するものでございます。
主な内容は、旧氏の印鑑を登録できるようにするとともに、申請者の印鑑登録証明書に旧氏を現在の氏と併記することとするものでございます。
なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、13ページをご覧ください。
議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率の引き下げ等について改正するものでございます。
主な内容は、災害援護資金の貸付利率を無利子とし、貸付を受ける場合は保証人を立てることとしたほか、償還において、従来の年賦または半年賦のほか、月賦払いも認めることとしたこととあります。
なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、15ページをご覧ください。
議案第43号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
令和元年度秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、町職員の給料月額、勤勉手当の額を改正するものでございます。
主な内容は、勤勉手当の年間支給月数を1.75カ月分としたこと、職員に係る給料表の給料月額を引き上げたこと、などです。
なお、本条例は、公布の日から施行し、給与月額は令和元年4月1日から、勤勉手当は令和元年12月1日から適用することとしております。

次に、34ページをご覧ください。
議案第44号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第43号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給割合を改正することに伴い、常勤の特別職の期末手当の支給について改正するものでございます。
主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じて、特別職の期末手当についても引上げ、年間支給月数を2.95カ月分としたこととあります。
なお、本条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用することとしております。

次に、36ページをご覧ください。
議案第45号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号と同様に、秋田県人事委員会勧告に鑑みた一般職の賞与の支給割合を改正することに伴い、議員の期末手当の支給率についても改正するものでございます。
主な内容は、一般職の条例改正の内容に準じて、議員の期末手当についても引上げ、年間支給月数を2.95カ月分としたこととあります。
なお、本条例は、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用することとしております。

次に、38ページをご覧ください。

議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の所要の規定を整備する必要があるため、改正するものでございます。

主な内容は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、八郎潟町職員定数条例、八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例等、既定の10件の条例の臨時職員及び非常勤職員等に関する部分について、会計年度任用職員制度に鑑みた改正をしたものでございます。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、52ページをご覧ください。

議案第47号 八郎潟町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、条例を制定する必要があることから整備したものでございます。

主な内容は、フルタイム会計年度職員及びパートタイム会計年度任用職員における給与及び費用弁償について、所要の規定を整備したものでございます。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、61ページをご覧ください。

議案第48号 公益法人等への八郎潟町職員の派遣等に関する条例の制定について

令和2年4月1日より、本職員を社会福祉法人へ派遣するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、条例を制定する必要があることから整備したものでございます。

主な内容は、社会福祉法人秀麗会への職員の派遣等について、所要の規定を整備したものでございます。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。

議案第49号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について

1ページ、歳入歳出に、それぞれ2,463万1千円を追加し歳入歳出予算の総額を37億59万4千円としております。

8・9ページ、歳入の主なものは、更生医療給付費負担金として民生費国庫負担金に59万8千円を、民生費県負担金に29万9千円をそれぞれ追加しております。これらについては、更生医療給付費に対し、国が2分の1、県が4分の1を負担するものでございます。

10・11ページ、後期高齢者医療特別会計繰入金54万1千円の追加は、平成30年度実績による精算分であります。前年度繰越金には1,713万2千円を追加しております。

諸収入の多面的機能支払交付金過年度返還金488万1千円の追加は、交付団体であった八郎潟町広域環境保全会の解散に伴う返還金であります。

次に、12・13ページ、歳出の主なものは、総務費、企画費の報償費に、ふるさと納税報償費160万2千円を追加しております。これは、ふるさと納税制度に伴う指定寄附金の増加を見込み、返礼品に係る費用を追加したものでございます。

16・17ページ、障害福祉費の更生医療給付費119万5千円の追加は、給付費の増加を見込んだものでございます。

老人福祉費の介護保険特別会計繰出金231万6千円の追加は、介護給付費の増額等によるものでございます。

児童措置費に認定こども園開設準備経費補助金318万4千円を追加しております。

これは、来年4月に開園する認定こども園について、必要となる保育備品及び消耗品の購入費用を補助するものでございます。

18・19ページ、後期高齢者医療費に県後期高齢者医療広域連合療養費負担金1,

126万円を追加しております。これは、平成30年度療養給付費などの実績額の確定に伴うものでございます。

20・21ページ、農業振興費に農地利用集積促進奨励金131万円を追加しております。これは認定農業者が本町及び大潟村の農地を所有権移転した場合、または5年以上の利用権を設定した場合に、10アール当たり1万円の奨励金を交付するもので、申請者の増加を見込んだものでございます。

土地改良施設管理費、償還金利子及び割引料に県支出金に係る償還金366万1千円を追加しております。

これは、多面的機能支払交付金の交付団体であった八郎潟町広域環境保全会の解散に伴う秋田県への返還金であります。

22・23ページ、商工振興費の店舗出店改修等補助金100万円の追加は、店舗改修に係る費用の一部を補助するものであります。

公共下水道費の公共下水道事業特別会計繰出金1,103万円の減額は、公共下水道事業特別会計において、消費税及び地方消費税が還付されたことなどによるものでございます。

なお、各項目に計上されている人件費につきましては、30・31ページの給与明細書に記載しております。

主なものといたしましては、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の勤勉手当の支給を0.1ヶ月分、それに関連して特別職の期末手当の支給割合を一般職同様0.1ヶ月分それぞれ引き上げております。

また、一般職の月例給については、0.11%、389円の公民較差を解消するため水準を引き上げたものでございます。これらにより、特別職につきましては、総額で52万円、一般職についても総額で427万8千円の追加となっております。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要であります。

議案第50号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

33ページ、歳入歳出に、それぞれ957万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億6,227万1千円としております。

38・39ページ、歳入の主なものは、県支出金、保険給付費等交付金を総額2,183万5千円減額しております。これは、交付金の交付決定によるものでございます。

前年度繰越金は3,140万5千円を追加しております。

40・41ページ、歳出の主なものは、保険給付費に不足が見込まれることから、保険給付費、高額療養費の一般被保険者高額療養費に660万8千円を、42・43ページ、国民健康保険事業費納付金の一般被保険者医療給付費に254万7千円をそれぞれ追加しております。

以上が国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

議案第51号 令和元年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

47ページ、歳入歳出に、それぞれ840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,918万7千円としております。

50・51ページ、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料に114万4千円を、普通徴収保険料に総額651万2千円をそれぞれ追加しております。

52・53ページ、歳出も主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に784万9千円を追加しております。これは、保険料の増額及び秋田県後期高齢者医療広域連合への基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

議案第52号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

55ページ、歳入歳出から、それぞれ346万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億284万9千円としております。

58ページ、第2表の継続費については、令和元年度から4年度まで、総額2,194万1千円の継続費を設定しております。

60・61ページ、歳入は一般会計繰入金1,103万円を減額し、前年度繰越金に200万円、諸収入の消費税還付金に556万4千円をそれぞれ追加しております。

62・63ページ、歳出の主なものは、下水道維持管理費、需用費の修繕料に200万円を、負担金補助及び交付金の流域下水道維持管理負担金に110万円をそれぞれ追加し、消費税及び地方消費税を951万円減額しております。

公営企業法適用化移行事業の法適用化基本方針策定委託料228万円の追加は、4年間で2,194万1千円の継続費を設定したうち、初年度分の基本方針策定に係るもの

でございます。

なお、下水道維持管理費に計上されている人件費につきましては、64ページの給与明細費に記載しております。

一般会計同様、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、総額で6万4千円の追加となっております。

以上が公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第53号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

67ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ2,035万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,865万6千円としております。

72・73ページ、歳入の主なものは、国庫負担金の介護給付費負担金に271万5千円を、国庫補助金の調整交付金に125万3千円を、支払基金交付金の介護給付費交付金に440万1千円を、県負担金の介護給付費負担金に258万2千円を、74・75ページ、一般会計繰入金の介護給付費繰入金に203万7千円をそれぞれ追加しております。

いずれにつきましても、保険給付費の増加を見込んだものでございます。

繰越金の前年度繰越金は、617万3千円を追加しております。

76・77ページ、歳出の主なものは、保険給付費の増加を見込み、総額で1,630万円を追加しております。

主な内容といたしましては、介護サービス等諸費を1,540万、78・79ページ、介護予防サービス等諸費を10万円、高額介護サービス等費を80万円それぞれ追加しております。

80・81ページ、地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費の通所型サービス費309万6千円の追加は、利用者の増加を見込んだものでございます。

なお、地域支援事業費に計上されている人件費につきましては、82ページの給与費明細書に記載しております。

一般会計同様、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、総額で7万2千円の追加となっております。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

議案第54号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について

83ページ、収益的支出に27万9千円を追加し、総額を1億5,281万5千円に、84ページ、資本的支出では88万7千円を追加し、総額を8,487万3千円としております。

86・87ページ、収益的支出では、総係費、委託料の業務システム端末セットアップ費用に21万3千円を、88・89ページ、資本的支出では、浦大町地区水道管路緊急改善事業送水管布設替工事に88万7千円をそれぞれ追加しております。

なお、収益的支出の水道事業費用に計上されている人件費につきましては、90ページの給与明細書に記載しております。

一般会計同様、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、総額で15万1千円の追加となっております。

以上が上水道特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

続きまして、もう一度会議日程資料の64ページをご覧ください。

議案第55号 工事請負契約の変更契約の締結について

平成31年3月28日に工事請負契約を締結した八郎潟中学校校舎改修工事について、変更契約を締結する必要が生じたので、工事請負契約の変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

主な内容は、図書室の間仕切り及び出入り口の変更に伴う新規間仕切りの追加、既存屋内運動場のバスケットリングを固定式から可動式に変更し2箇所増設、コンピュータ教室隣接の倉庫部分に出入り口を追加、2階教室の室名札及び校歌板を新設への変更のほか、現地精査に伴う当初設計数量の変更によるものでございます。

続きまして、同じく会議日程資料の66ページをご覧ください。

議案第56号 秋田県市町村総合事務組規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、秋田県市町村総合事務組合の規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求めるものでございます。

主な内容は、北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日に解散することに伴い秋田県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため

、秋田県市町村総合事務組合理約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、本案を提案するものでございます。
以上、よろしくご審議の上、何卒ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第5、議案第41号 八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。
議案第41号についての質疑を終わります。
次に日程第6、議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。
議案第42号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第43号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第43号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第44号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第44号についての質疑を終わります。
次に、日程第9、議案第45号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第45号についての質疑を終わります。
次に、日程第10、議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑を行います。10件分についての質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第46号についての質疑を終わります。
次に、日程第11、議案第47号 八郎潟町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第47号についての質疑を終わります。
次に、日程第12、議案第48号 公益的法人等への八郎潟町職員の派遣等に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 ちょっと何となく分かるような気がしますけども、改めて確認をさせていただきたい
と思います。一つはですね公益的法人という解釈、これ何となく分かるような気がします
ですが、これを改めてどんな法人なのか、これをひとつお伺いしたいと思います。
それで、それと関連して当然関連する訳ですけど、この制定する条例の第2条の
ところに団体を特定しています。いわゆるその条例に基づいて、職員を派遣することが
出来る必要があれば派遣することが出来るよ、というようなことに2条はなってます
けども特定する団体の名前を入れて特定してる訳ですね。
だからこれはいわゆる特定した名前を挙げなくても、派遣は両者間で協議することに

よって可能だろうと解釈されますが、何故これを特定するのかこのことをちょっとお聞きしたいと思います。

それで、派遣する場合の今の関連ではその理由が出ておりますけれども、それから具体的な派遣の計画、あるいは期間などの今想定されるものがあるのかどうか、まったくそういうものがないのかどうか、これを一つお伺いしたいと思います。

それから、後段の方で派遣職員の関係も6、7、8条当たりに行きますと、任命権者で町長が出てきます。これも何となく分かるような気がしますが、使い分けをしてるのでこの任命権者と町長の関係を、改めてちょっとご説明をいただきたいと思います。

それから最後のところに、必要であれば町長が規則を定めると、別にこう定めると出てる訳ですけども、これは非常に何か今分からない状況の中では規則があればわかることは大分あるんじゃないかと、出来れば規則を出せないものかどうか、この点をよろしくお願いたします。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問の第1点目ですが、公益的法人の具体的な内容でございますが、国の法律で公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というものがございます。平成12年、法律第50号の中で第2条、公益的法人の定義がなされております。

一般社団法人または一般財団法人、地方独立行政法人、それから特別の法律により設立された法人ということで、これは政令で定められております。この中で社会福祉法人（公益的法人）ということで認められております。

第2点目ですが、社会福祉法人の団体を何故特定したのか、ということでございますが、これいろんな条例の作り方ございまして、確かに条例の中では謳っていないところが多数を占めておりましたし、本町みたいに特定してるところもあります。

今回、条例を制定するにあたりまして、規則でその法人等の名前を特定することも出来たんですが、行政の都合だけで特定できるというのが規則での表し方になっております。敢えて条例で法人を特定したのは、条例で認めていただいて特に今回は幼保連携認定こども園に特化した形で、幼稚園職員を派遣するというところだけで条例を作っております。

ということで、議会の皆さんの了解を得なくても条例でこれを定めることによって、今回の認定こども園の初期の運営に起用したいという狙いがありました。

第3点目、派遣計画、期間等でございますが、2年間を予定しております。この際、県の幼保教育課からの補助金を頂いて、この派遣できる期間というのは最高3年でございましたが、本町の幼稚園職員とも、いろいろやり取りをしながら2年間、中には1年間で終わる職員もございます。

それから任命権者等町長のことでございますが、任命権者というのはこの法律というのがその職員の任命権者というのは、役場だけじゃなくて教育機関であれば、教育長、それからその他、例えば選挙管理委員会とか、そういった任命権者の方が沢山いらっしゃいます。

そういった部署部署で任命した場合は、町長が後でそこら辺の法律、条例に基づく手続等を全部管理しているということになりますので、敢えて任命権者という風な使い分けをしてございます。以上です。

議長 村井 剛 規則。

総務課長 小野良幸 すいません。規則、町長が別に定めるとということで、規則を作って今準備しております。この規則につきましては、条例の第6条及び7条を見てくださいと、規則で定めるところにより、8条の部分ですがこれにつきましては、要項を定めております。

定めているというか、これから定めようとして原案は出来ているんですけども、その町と法人との細かい部分のやり取りについて、様式等も定めながら第18条までの要項を作っておりますので、町長が別に定めるという風な表し方になっております。以上です。

議長 村井 剛 資料の提出できないかということでありました。

9番 近藤美喜雄 出来ていればということです。

議長 村井 剛 もし、あればということだけでも、そこら辺。

総務課長 小野良幸 規則、要項は原案は出来ておりますので、後で提出したいと思います。

議長 村井 剛 はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 だいたい想定されたのは分かりましたけれども、ただ第2条の内容については私はもう一回こう点検してもいいのではないかという感じがします。
これは後々どういう風な状況が生まれてくるかわからないので、一つのものに特定してしまうというやり方でなくとも、出来るよということが2条の本質ですから、それでいいんじゃないかと、後は書いたもので協定なり、何なりしてやりますからいいと思いますけども、特定する必要があるのかどうか、ここいら辺もう一回我々もちょっとこの時間では足りないのでは、もし出来れば委員会等でもまずよろしく願いいたします。

議長 村井 剛 要望事項というようなことで捉えておきたいと思います。
他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。
議案第48号についての質疑を終わります。
次に、日程第13、議案第49号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 15ページ、民生費社会福祉費の委託料というところの確認をさせていただきたいと思います。地域生活支援事業委託料という障害福祉の中身を教えていただきたいと思っています。

議長 村井 剛 齊藤福祉課長。

福祉課長 齊藤嘉生 ただ今のご質問にお答えいたします。これ障害者福祉関係のものでございまして、日中一時支援事業に関係してくる予算でございまして。
例えば、保護者の方がいて障害者の方がいる、その障害者を一時預けるといった形の場合の委託料になってきます。利用料の増加によりまして、44万5千円を追加しているということでございます。以上です。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。
議案第49号についての質疑を終わります。
次に、日程第14、議案第50号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、10番 金議員。

10番 金一義 12月3日の全員協議会で、国民健康保険高額療養費共同事業拠出金・交付金の算定誤りによる返還金とありますが、10年間に亘っての誤りということなんですけども、これはどこの町村でも気が付かなかったものですか。10年間という非常に長い期間なんですけども、当日、質問出来なくて今質問させてもらってますけども、10年間という期間がねちょっと事務屋としては、ただこういう形で表されておりますけども、他の町村なんかも兼ね合いあると思うんですけども、気が付かなかった訳ですか、ということの質問で委員会ちょっと違うもんですから、そこら辺お知らせください。

議長 村井 剛 はい、一ノ関保健課長。

保健課長 一ノ関一人 この誤りについては先程お話したとおりで、平成20年度から10年間誤りがございました。この算定については、国保連の方で算定しておりますので各市町村からの医療費関係等をその医療費等の金額等を国保連の方で、一括して計算しております。
その中で、誤りについてはコンピュータへのシステムの入力ミスでございました。その辺まではどこの市町村も算定誤りについては分からなかったのが現状でございます。

議長 村井 剛 金議員。

10番 金一義 そうすればこれ誤りを、誤りでないかとどこで発見したのですか。

町民課長 一ノ関一人 ただ今のご質問ですけれども、この誤りについては制度が改正されまして30年度から県の方でこの負担金について算定することになりました。その数字が29年度までは国保連の方で行っておいりましたので、その額があまりにも差があったということで、県の方から国保連の方に算定について確認依頼をしたところ、その時点で発見されたようです。以上でございます。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。
議案第50号についての質疑を終わります。
次に、日程第15、議案第51号 令和元年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第51号についての質疑を終わります。
次に、日程第16、議案第52号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第52号についての質疑を終わります。
次に、日程第17、議案第53号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)。

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第53号についての質疑を終わります。
次に、日程第18、議案第54号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第54号についての質疑を終わります。
次に、日程第19、議案第55号 工事請負契約の変更契約の締結について(八郎潟中学校校舎改修工事)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第55号についての質疑を終わります。
次に、日程第20、議案第56号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。
議案第56号についての質疑を終わります。
次に、日程第21、陳情について、を上程いたします。
お手元に配付してあります陳情は、6件であります。提出された議案並びに陳情について、皆様にお配りしました、議案等付託表及び請願・陳情文書表に記載のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
事務局長から、委員会室を報告させます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は、第1委員会室でお願いします。それから教育民生常任委員会は第2委員会室でよろしく願いいたします。

議長 村井 剛 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日11日水曜日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前11時16分)

令和元年八郎潟町議会 12月定例会 会議録

第2日目 令和元年12月11日（水）

議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は、11名であります。
8番の村井昇君から欠席の届け出がありました。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問に入ります。最初に10番 金一義君の一般質問を行います。はい、10番 金議員。

10番 金一義 どうもおはようございます。最初何回言っても緊張します。何とか一つご指導の程お願いします。これより質問に入らせていただきます。
元号が平成から令和に変わって、早くも令和元年もあと20日あまりとなりました。来年度は本町においても、小・中学校が連携校と、また幼稚園・保育園の「認定こども園」への移行の新しい出発の年となります。
これも少子化が一因としているのか、先日幼稚園児「年少・年中・年長」の発表会を見ながら考えさせられました。
人口減少も全体としては、始まったばかりで適切に対処すればまだ道が拓かれる猶予は十分にあると言われております。
また、人口減少がこのまま進めば地域の活力の低下と、さらには人口を減少させ悪循環がさらなる人口減少にという事態にと繋がっていく連鎖が心配されています。そうすればこれより質問させていただきます。
最初の質問として、秋田市新屋への地上イージス配備についての、町長の考えはということでご表題してあります。今日の新聞にも大きく出ておったようですが、それと別に通告が早かったのでもよろしくお願ひします。
イージスアショアは、迎撃ミサイル発射機などで構成される、ミサイル防衛システムを陸上に配備した装備品であり、大気圏外の宇宙空間を飛翔する弾道ミサイルを地上から迎撃する能力を有していると言われております。
北朝鮮に、わが国を射程に収める各種弾道ミサイルが多数存在するなど、弾道ミサイル防衛は直近の課題であるとともに、イージスを導入することにより24時間、365日切れ目なく守るための能力を出来るとあります。
防衛省の今回の発表によると、山口県と秋田県に地上イージスを配備する計画とありますが、秋田市新屋地区への配備が大きな問題になっています。問題の場所が、学校また住宅密集地に近いことです。
もしこの地域にイージスが配備されれば、日常的に発する強力な電磁波によって住民が平穏な暮らしが出来ません。また、我々県民も安心して生活が出来ません。
この件について、本町の9月議会に陳情があり、特別に全員協議会を開催し、イージス配備に反対の採択をしております。
県民世論調査においても、地上イージスについて「どちらかといえば反対」と「反対」を併せて反対が60%、「どちらかといえば賛成」と「賛成」を併せて賛成は28%とあります。
ここで、町長の考えをお願いしますとともに、出来ればその理由もお示しいただければ有難いと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 金議員のご質問にお答えします。
政府の最大の責務は、国民の生命と自由、財産を守ることにあります。
北朝鮮が独裁社会に反して、ミサイル発射実験を繰り返し行っている現状を考えれば迎撃システム配備計画は一案と思ひます。
しかし、金議員も言われました配備敵地が自衛隊新屋演習場であるには、多くの疑問を感じております。
防衛省には、青森、秋田、山形3県の新屋地区以外の19地点をあらゆる角度から調査し、候補地の選定に臨んでほしいと思ひます。以上です。

10番 金一義 どうも有難うございました。県の方でも最近の知事さんも、あと秋田市の市長さんも今迄は中々はっきりしたものを示さなかったようですが、ここへ来てある程度の県

民の意向に沿うような形になっているのかなど、まあそこら辺を踏まえた形で町長さんから、この文章見て分かるけども、聞いている方も町民の方もいらっしやると思うので、もう一度、反対とか賛成とかという形で、お示しいただければ有難いです。

町長 畠山菊夫 新屋地区の配備には、今も言いましたけども疑問を感じて反対しております。

10番 金一義 先程町長さんも触れましたけども、秋田県はまだ能代市、本荘市、にかほ市と9地点ですかの候補地がございます。そこら辺も踏まえて、秋田県全体の反対になるのかそこら辺は分かりませんが、取り敢えずまず県の考えとしては、この新屋地区の新聞等を見たりしてますと、知事さんあたりも記憶に最近になって県議会の段階で表明しているようなことがございます。

ですので、どうしても山口と秋田県となると日本全体をカバー出来るエリアだということで、防衛省なんかも候補に挙げたようでございます。どこの県も青森であってもどこの県であっても、これはやっぱり配置そのものに対しては皆んな反対だと思うんですけども、特に町長さんも話された新屋地区としては、やっぱり県民の住む住宅地がすぐそばにありますし、結局、学校なんかもすぐそばでありますので、県民こぞってこの件には反対していれば有難いなど、そう思って質問させていただきました。有難うございます。

じゃあ次の二つ目に入らせていただきます。湖東厚生病院再編統合報道についての取り組みは、ということで質問させていただきます。

厚生労働省は9月26日、全国1,455の公立病院、公的病院の約30%にあたるがん手術や救急などの診療実績が乏しい、と判断した424の病院名を公表しました。

公表された中に県内の5病院が含まれており、再編・統合が必要との報道であります。

公表された5病院のうち、この地域の医療を担っている湖東厚生病院も対象とされ、突然に地元の病院名が公表されたことに、町民の方々は驚きと不安が広がっています。

再編の理由は、高齢化で膨張する医療費抑制のため、競合地域にある病院との再編・統合を促す必要があるとし、10月にも対象病院に再編・統合の本格的な検討を要請し、来年9月までに結論を出してもらう考えとあります。

また、対象となる病院には廃止や一部の診療科を他の病院に移すことなどを検討してもらうとも報道されています。

湖東厚生病院については、2010年3月31日、救急告示病院の指定を解除されますが、2014年5月に新築し医師の確保については、秋田大学附属病院や秋田厚生医療センターが協力・支援することで、診療を再開して現在に至っています。

人口減少や少子高齢に伴い、この地域から中核病院がなくなることは、いろいろな面でのマイナスと、さらには地域の衰退を加速させることも大であります。

この問題に、町としての取り組みの考え方と県とのすり合わせがどのようになっているか、住民の不安を取り除くためにもお示し下さい、ということでお願いします。

町長 畠山菊夫 少し長くなりますけどもお答えいたします。

厚生労働省の地域医療構想に関するワーキンググループ会議で、高度急性期もしくは急性期の病床を持つ公立・公的医療機関等、全国1,455病院中、29.1%にあたる424病院の名が公表されました。

名が公表されたのは、診療実績が特に少ない病院として、9つの領域の全てで一定水準に満たないもの、また構想区域内に類似の診療実績を有する医療機関が2つ以上ありかつ接近している病院としており、県内では湖東厚生病院他4病院の名が公表されました。

今回の報道発表内容は、各都道府県が取りまとめた公的医療機関等2025プラン等の調整会議での合意結果を国が分析したところ、急性期病床の削減や回復期への転換が進んでいない結果を踏まえ、さらに取組を進める必要があると国が判断したことによります。急性期病棟がある医療機関が、改めて、今後の医療機能のあり方を考える契機にしようとしたもので、今回の分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見も補いながら、調整会議の議論を活性化し、議論を尽くすことを求めることがネライだとしています。

さて、報道後は、全国的に個々の病院の風評被害があったり、医師・看護師の確保について一部混乱が生じたりしているなど、国に対抗議が殺到しているようです。

10月23日に仙台で開催された東北地区の地域医療構想に関する自治体等との意見交換会においては、官房審議官が今回のデータ公表は地域の実情を踏まえたものではなく、一つの分析データだけの公表であり、唐突であった。直、公表された病院が統廃合に結びつく訳ではないと、あいさつされたそうです。

秋田県では、この構想の中で公表された5病院全てが、地域の高齢者医療を支える大事な病院と位置付け、急性期は、がんや脳卒中などの手術だけでなく、80～90歳の高齢者にとっては、感染症に伴う肺炎、骨折も命に関わる急性期として捉え、地域に必要な急性期医療病院と主張しております。

いずれ、本町にとって湖東厚生病院はなくてはならない存在ですので、県厚生連と歩調をあわせながら、様々な機会を通じて、湖東厚生病院の提供する地域医療の必要性を訴えて参ります。

10番 金一義 今、答弁されていただきましたけども、私ちょっと勉強不足で申し訳ないけども、2025プランというのは、それはどういうプランでしょうか。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございますが、公的医療機関等2025プランでございます。これは、公的医療機関が5年ないし6年で策定している医療計画につきまして今回特に2025年というのが65歳になられる段階の世代の方が65歳になるときの一番高齢者が多くなるであろう、そこに向けての特別のプランでございます。これは県が策定するものでございまして、このプランの策定に向けて国が示したそのガイドラインによりまして、県が作っていたものだと、その中でいろんな先程の説明でもございましたが、いろんなデータが給料費のデータ水準を設けまして、そのデータについて、国が一定的な水準で判断したということになっております。以上です。

10番 金一義 ようするに、これからの段階の世代ということを踏まえてということでしょうか。

総務課長 小野良幸 はい、すいません段階の世代、75歳です。申し訳ありません。すいません。

10番 金一義 そうすると、先程町長さんの答弁の中に東北地区の10月23日の話もされておりましたけども、これにはそうするとこの該当地区の組長さん方は参加されていなかったですか。

町長 畠山菊夫 これには参加の呼びかけはございません。

10番 金一義 そうすると、おそらく県の担当者が伺ったということでもよろしいでしょうけども、県の考え方というのは、どういう勿論、反対という考え方でしょうけども、その中身というのは深みというのはどういう感じなのでしょう。

県内5つのにかほ、大館ですか、とあるんですよね、その時は皆んな反対の氣勢を上げていま出ているようですけども、県としては先程答弁された文章の中で、大体の大卒のことは分かりますけども、やっぱり最終確認なると県の動きが大きな指標になると思う訳ですよ。

特に、この地域は土崎組合病院まで国の方で20キロ圏とか云々とか書いてあるけども、比較的交通の便が高速に上がっちゃうと何分で行くのか知らないけども、そういう形で比較的近いという感じもあるんですけども、そこら辺の考え方を町としてこの地域の関連した組長さん方とのすりあわせというのは、話し合ってるのかどうか、そこら辺も併せてお願いします。

町長 畠山菊夫 県と25市町村との政策協働会議、今これの席でその前に町村会でいろいろお話しもされましたけども、羽後町は町立、これも単独でやっております。それも指名されたと

いうことで、羽後町の町長さんちょっとその話をされておりましたけども、県では今回の国の発表が、すぐにそういうものに結び付くものではない、そういう程度の答えでありました。

それで、それ以上の詳しいことは言いませんでしたけども、知事会の方でも来年の9月までのプランは、これは県としても全県的な知事会としても、これは性急な判断でこれは無理だと、知事もこういうことをおっしゃっておいりましたので、なかなかこれから揉まれることだろうとは思っております。

10番 金一義 県の議会でも知事の答弁もそういう答弁されておりました。来年度末までの話に関してはですね。そうするともう一度、聞き渡らしたかもしれませんけども、関連町村の井川五城目、大瀧村、我が町とこの問題に関して発表後、合う機会があった場合に話に出たのかどうかそこら辺。

町長 畠山菊夫 集まってお話ししたことはございませんけども、雑談の中では話はしております。

10番 金一義 今、唐突な形のような公表ですので、まだどういう指針で行くのかちょっと見えないんだろうけども、厚生省としては私ら新聞とか報道よりないんですけども、来年の9月までに云々とあります。

その場合、どこまでの形で来年の9月って、まもなく来ますんでそういう感じなんです。そういう形で先程も町長さんが述べられた知事の話なんかは、やっぱり地元としては、それはそれとしてどういう構えで県なり国なりそれと、こんなこと言っているのか分からないけれども、地元出身の先生方にどういう形で訴えていく、これからの構えと運動というんですか、そういう気構えをどういう形で持つてるのかお知らせいただければ。やるのかやらないのかね。

町長 畠山菊夫 いろいろその政策会議の中で、その後の懇親会の席でも地域振興局長とは、いろいろ湖東病院の建設に携わっていただいた方ですので、いろいろお話ししました。

そうした中で、そもそもこの話は10年前にもう出た話なんです、実は。それで厚生連はもう廃止という言葉を使いました。それで医師離れが進み、そして病院の機能が落ちて行って、あういう風な状態になりました。

それを結果的には、赤字の部分は県と構成町村が出しませうということで、お話がされました。それがあったから今の病院が建ったと思っております。

そういう経緯がありましたので、こういう病院は決して無くすことは出来ない、そしてまた今、年間21,000人程の外来患者もおります。

そしてまた、入院患者も平均70人程おられます。医師の数も7人から9名、小児科も増えました。非常にこう今良くなってる状態ですので、こういう病院を地域から無くされないという気持ちは、強くこれから訴えていかなければなどと思っております。

10番 金一義 町長のお話聞きました。この病院の沿革を調べてみましたら、1933年、昭和8年の発足なんです、だからこの歴史のあるいろいろあったりなんかして、現在まできておりますけども、特にうちの町ばかりでなくて飯田川町とか大潟、勿論山本、五城目その他広範囲の地域から、2万何千人の外来の患者さんがいると、そういう形の場所なので特に今見るとですね、交通の便は非常に良い場所にある訳ですよ、インターのすぐ近くですので、だからどうしてもやっぱりこの場所のものを残して行かないと、先輩方の今までの蓄積された功労の方々もおおと思いますので、是非地域医療として町長も頑張って強く訴えてですね、残して勿論今の形じゃなくてもっと一歩進んだ上の病院経営に持って行くようお願いしまして終わらせていただきます。

次、第3問として本町の取るべき人口減少への対応について、ということで通告してございます。

人口減少対策を地方自治体を取りうる方策には、大きく分けて、少子化抑制戦略・人口適応戦略・定住人口獲得戦略の三つの戦略があるとされています。

平成27年度の世論調査では、現在の地域に住み続けたいと考える人が、79.2%別の地域に移住したいと考える人は、19.1%あるそうで、また別の地域に移住したい人のうち、地方都市を希望する人が55.2%で農村漁村を希望する人はこのうちの20.3%ですから、田舎志向の移住希望者の数はまだそれほど多くはないとの数値であります。

さらに、どんな地域に移住したいかの質問に対しては、第1位は自分や配偶者の出身地が31.1%、第2位はテレビやインターネット等の情報を通じて魅力を感じている地域に24.5%、第3位として過去に観光などで滞在したことがある地域が21.8%、第4位として子どもなどの面倒をみてくれる親族が住んでいる地域が17.3%、第5位では自分や配偶者の両親などの親族の出身地が16.1%、第6位として過去に学生時代や転勤などで住んだことがある地域が14.9%と、これは平成27年10月の国土形成計画の推進に関する世論調査の結果でございます。

この調査を念頭に以下の質問に入らせていただきます。まず一つ目としては、今日の本町への移住・定住の取り組みは、ということでご質問します。

この質問も何度となく町の基本姿勢を正されていますが、今一度お願いいたします。

町の総合戦略によりますと、人口減少は一層の少子高齢化が進むと予測され、2030年度には4,913人と推計されております。

平成31年2月時点までの移住・定住者は、県のまとめでは本町ではゼロでしたがこれから今日までの状況と最近の取り組みを、まずお知らせ願います。

町長 畠山菊夫 平成27年度に策定した人口ビジョンでは、アンケート調査の結果本町から転出した

人の4割がAターンをしたいと思っている、とあることから本町への移住・定住については、本町出身のAターンの方に向けた支援が必要になると考えています。

既に実施している施策としましては、平成28年度から「ふるさと回帰支援金」交付事業を、平成31年度からは「移住支援助成金」交付事業を行っております。

また、国や県と共同で実施している「地方創生移住・就業支援事業」も行っています

更には、空き家の有効活用による定住促進を目的として、購入した空き家をリフォームする移住・定住世帯に対しては「住宅リフォーム支援事業補助金」の対象としております。

本町の強みとしては、鉄道・高速道路などの交通の便が良いこと、秋田市や能代市などの県内主要都市に近いことや安全に暮らせる地域などを考えておりますので、これを生かした移住・定住施策を検討し、社会減を少なくすることを目標としております。

10番 金一義 支援事業は本町ばかりでなくて、他の町村もこの移住支援というのは新事業がございます。その中でも特に町の交通の便の話を町長さんが答弁されましたけども、これを謳ったことで、ちょっとネットの方で町のホームページちょっと見ましたけども、この支援のことは謳っておりましたけども、何処でどうやるものというか、他の自治体は東京へ行ってどうのこうの、とかってあるんですけども、我が町ではそういう形の事業というのは、ほとんどやっていないのでしょうか。どういう形で訴えるかホームページにはこの支援事業というのは載っております。

町へ来れば何千円とか何万円とか、それはどこの町村も皆同じ仕組みなんで、町独自の考え方ということで、どうなのかということをお伺いしました。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 県で発行しておりますパンフレットの方には、町の施策も全て載せてございます。それで先程、金議員おっしゃった移住者、八郎潟町はゼロということですけども、これについては秋田の移住・定住総合支援センター、こちらに登録した方が要するに町へ転入してくる、移住してくるその方がいないということでございます。それでゼロになっていることだと思います。

この移住希望者登録で、本町出身が6世帯、支援センターの方に登録しているそうです。その他に本町以外の出身者で本町へ移住を予定している世帯というのが、1世帯あるということをお伺しております。以上です。

10番 金一義 この伺っていますと言ったのは、何処の情報で伺っているとか、町には直接きてないということですか。

産業課長 千田浩美 先程も申しましたけども、秋田移住・定住総合支援センター、こちらから伺っております。

10番 金一義 今の課長さんの答弁であれだけども、そうするとまだ今のところは町には住んでいないという、計画があるということですね。

産業課長 千田浩美 支援センターに登録している方はまだこちらには来ていないということです。ただ先日ですけども、20年間東京の方にいたと、それでこちらに転入して来た方はおります。ですから、その方はこの支援センターの方には登録していなかったもので、カウントはゼロということになると思います。以上です。

10番 金一義 先程の町長さんの答弁の中に、Aターン云々というのもございました。その中である程度の数字が明記されておったようですけども、このAターンの活動というんですかそういう希望者の活動というのは、どういうところでクリアして我が町の方へ誘導するのかそこら辺がちょっと見えないものでしたので、どういう考えを持って活動しているのかお知らせいただければ、有難いです。

議長 村井 剛 当局、誰か。はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 先程町長の答弁の中にもありましたけれども、ふるさと回帰支援の事業、それから移住支援事業、それから住宅リフォームの支援事業、それぞれを活用しながら考えています。以上です。

10番 金一義 そうすると、ようするにAターンのパンフレットに出すこういう事業があるんだよと

、このAターンの希望を持っている方々には、ちょっと見えない部分があるんです。これはネットでやるということになるのか、そこら辺はどうなのでしょう。

産業課長 千田浩美 ネットだけではなくて、先程も申しました秋田移住・定住総合支援センターこちらの方にも、県で全町村網羅している施策を載せておりますので、それでPRしております。以上です。

10番 金一義 だいたい分かりましたけども、これ町独自のですね移住者向け補助金、秋田市あたりは市の独自で移住者向けの補助金もあるようですけども、町としてもそういう町に人を呼ぶ、お金で人を釣るというのも変なんですけども、そういう形で先程の答弁でもあったインターにも近い、駅にも近いコンパクトな町を売り出すためにも、そういう大きな野望を持った形で、この町に移住というんですか、転入していただきたいという考えを持って、町独自の移住補助金みたいなものの、これは通告の中にはございませんけども、これから考えられることがあるのかどうか、そこら辺。

産業課長 千田浩美 繰り返しますけども、町独自の補助金はふるさと回帰支援交付事業、移住支援助成金事業、それから住宅リフォーム支援補助事業などがあります。またこれで足りないということが分かれば、この後も各補助金を検討して行きたいと思えます。

10番 金一義 課長の言葉を信じながら、まず一人でもこの町に定住者を増やしていただけるように次のこともあるんですけども、お願いしたいと思えます。じゃあ次の問題2番目ですか、入らせていただきます。2つ目として、町が貸与した奨学金を、県内就職者また定住の意思をもって町に住所を有する奨学金貸与者に返済の助成をする考えは、ということで質問させていただきます。秋田県の移住・定住サポートメニューを見ますと、市町村が学生時に貸与した奨学金を就学支援として、卒業時に県内就職また定住の意思を持って、町に住所登録などされた方を対象に、奨学金貸与者の返済金の助成をおこなっている市町村が多々ありますが本町でもこの取り組みを、一人でも八郎潟町に生活基盤を持つことにと努力することが必要と考えますが、この施策を取り入れることを要望いたしますが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 以前、総合戦略を策定する際に、人口増対策に対する戦略の一つとして、助成について議論したことがありました。そのときの協議では、対象者が限定的であり、効果が小さいとして、見送った経緯がございます。秋田県内では、13市町村が奨学金返還助成制度を設けているようですが、本町としては現時点において、今のところ考えておりません。

10番 金一義 私これを何で言ったかという、東成瀬村とか、小坂町と上小阿仁村とかまず13ということ言ったんですが、やっぱりそういう形で県の奨学金の場合は、こういう猶予がございます。県の場合はね。だからまずようするに、そうなった場合ですよ、やっぱり奨学金を使う家庭が子ども方が増える可能性があると思う訳です。そういう制度が出来たら、まずね。そうすると私はね、自分が大きくなればこの町に住むんだとなれば、大学とか行って勉強される方々も、町の奨学金で足りなければ、国の奨学金とかあるんですけど、そういう形で使用される方々が増える一つのバロメーターになるんじゃないかと、今の場合は奨学金の貸与されてる方は少ないですよ今は、結局ものをね広めるためにもやっぱり町のイメージを向上させるためにも、やっぱりこういう細かいところにも目を配って、やっていただきたいと、切にそこら辺お願いしたいんですけども、もう一度お願いします。

議長 村井 剛 はい、落合教育課長。

教育課長 落合智 お答えいたします。先程の答弁で27年の総合戦略で、一度は検討したという風なことでありますけども、これとは別に、平成29年度の12月定例会において、この利用拡大のための奨学基金の条例の一部改正を行っております。内容については、借りやすい方向に向ければといったようなことで、要件の貸付対象の要件を緩和してございます。

その内容といたしましては、品行方正、学業成績優良であること、経済的理由により学資の支弁困難であること、学校長の推薦であることなどの要件を撤廃しまして、残るのが八郎潟町に在住する住民の子弟であれば貸付対象となるといったようなことで、一部改正を行っているところでありまして、他市町村では見られない要件緩和といったようなことで行っているといったようなことでありますけれども、例えばこの状態で助成制度を設けるのは、といったようなことでは考えにくいところがあるのかなと今のところ思っております。

10番 金一義　　そこまで課長が言ったのであれば、助成制度設けた方が、まだ付加が付くと思うんです。その位緩和要件を緩和してですよ、要件は緩和しました。今おっしゃる通り、それでこれ以上どうのこうのというの、そこら辺まで緩和したのだったら、その資料私持っているんですけども、やっぱり何分の何とかの助成、全額助成とかでない訳であって、だからそういうことを、何度も言うんですけども、そこまでだったら大きな緩和って今お宅おっしゃいました。

だけどもね、やっぱり返さないとだめなんですよ。まず、だからそのためには町に住む人にはどの位の位のまた便宜を働きますよと、そこまで持って行けないのか、ということの話であって、全体で何百万という金額でもないでしょう。

そのことをお聞きしてるのであって、ただその緩和要件が非常に良いから、これよりも付けられないと、そこがちょっと詭弁じゃないかなと私思うんですけども、もう一度お願いします。

教育課長 落合智　　奨学基金を借りたいという風な方におきましては、地元に残るといふ風なことになると思っておりますけれども、地元に残らなくても無利子で借りられる奨学基金の制度でございますけれども、変な話しですけども取り敢えず奨学基金を借りて、地域に残る残らないを別にいたしまして、借りるといふ風なことでの要件緩和に結び付いてる今の現状の段階で助成について考えられないのではと思っております。

29年度に条例改正をしたということでは、経過してまだ2年という風なことではございまして、もう少し見守りたいなと思っております。

10番 金一義　　その条例私も見てきたんですけども、そこは触れなかったけども、結局そこまで踏み込むんだったら、今、時期がこういう時期でありますよ、人口減少が進んでね、だから先程もこの問題に触れてきました。

だからこの町には、やっぱり優秀な人がまだ沢山残りたい人がいる訳であって、そういう方々は、奨学金はいっぱい使ってもらってですよ、だからこの分は町で補助しますと、その代りこの町に定住していただくという大きなアドバンスを上げながら、やっぱりやるのが一つの考え方ありますけれども、教育長、どうですか。

教育長 江島廣　　奨学金の返還につきましては、県の事業もございまして、本町で借りてる方々も例えば3分の1とか、そういう風な補助金はございます。

ですので、ただそれが申請しなければいけない訳でして、申請する次第で県からの補助金も若干あるということになります。

ただ今、課長がおっしゃったように、うちの方では緩和した状態で出来るだけ多くの方に借りていただきたいと、そういう願いのもとで条件緩和をしております。

この後、その状況等を把握しながら、金議員さんがおっしゃるような方向性に少しでも考え方を改めてですね、委員会で検討しながら進めて行ければなど、今の現時点ではそういう風に考えております。

10番 金一義　　先程、町長の答弁の中でも各市町村があると答弁しております。私もネットで拾ってきて、あちこち見て話してるんですけども、やっぱり片意地を張らないで、やっぱりスルーした考えでやって、プロの方もいらっしゃるので、やっぱり自分が勉学に励んできたことを思い出してですね、この町に優秀な人が残ってもらいたい、そういうことでやってもらえれば有難いです。

じゃあ次進みます。3番目として、地域おこし協力隊の採用について、これは前にも質問しておりますけれども、再度要望いたします。

協力隊の仕組みは、地方自治体が都市部の人を非常勤・嘱託職員として採用し、地域おこし活動を委嘱、定住を図ることを念頭に任期は1～3年で、年間一人当たり報酬200万円プラス活動費200万円が上限に、さらに起業する場合その経費として最大100万円が地方交付金として、自治体に入ります。

総務省の調査によれば、地方に一定の期間移り住み、活性化に取り組む地域おこし協力隊に参加した人の約6割が、任期を終えた後も活動した市町村や近隣に残って、生活

している、との調査結果が出ています。

また、任期終了後については、5割が任地の自治体に、1割が任地の近隣自治体に定住しているほか、任地の自治体に定住した隊員のうち5割が就業、2割が就農または起業しているとあります。

また、定住した元隊員約3割が企業していることも判明しています。

さらに、2009年4月から2017年3月までに任期を終えた2,230人を調べた結果、約6割が男性で年齢をみると20～30代が4分の3を占め、活動した市町村にそのまま定住した元隊員は、1,075人。

その中の進路としては、就業47%、企業29%、就農14%となっています。以上踏まえて町の考えはどうなっているか、再度お願いします。

町長 畠山菊夫 同じ答えになりますけども、どんな分野で町づくりにご協力いただくか、なかなか決めかねているところがございます。

ご承知のとおり、地域おこし協力隊の確保は年々厳しさを増してきているのが現状で募集する地方公共団体はよほどの環境を整えないと隊員が集まらない、と言われております。

令和3年度から始まる町総合計画後期計画、総合戦略の見直しの中で、地域おこし協力隊の採用についての方向性を見いだしていきたいと考えております。

10番 金一義 これもちょっと調べてみたら、この町村では五城目とか隣の町とか入っています。大潟村も入っています。どういうものをということをおっしゃられましたけども、調べてみますと、農林水産、産業、環境、水源地森林の保全活動、医療福祉、見守りサービス、観光としては地域の魅力PR、教育と学校行事の支援、子供達の交流活動また地域づくり、地域行事、その他云々とたくさんものが入っております。

もちろん最近では云々とありますけども、やっぱり一つの町の考えとして、こういうものも取り入れて募集のネットを開いたら、募集の欄があるような形にしてもらえればなんと、見ても募集の欄がほとんど載っていない訳ですよ、それでまあ真摯に考えてのことでしょうけども、この今言ったいろんな分野の中の項目の中に当てはまる方の応募者はいないとも限らない訳なので、そこら辺また再度考え直してまたお願いします。

まず、時々ネット開けて見ますので、よろしくお願いします。

次は時間も押し迫ってきました。第4問として、公営住宅整備と空き家対策の関係はということで質問させていただきます。

住宅整備については、若者やUターン等希望者などへ定住化に対応するため、公営住宅の計画も必要と考えます、と前に発行しております公共施設等管理計画の中に謳っております。

また、その計画と今後の町の少子高齢化が進む将来人口を考えると、住宅計画の指針はどうなっているものかも示してください。

また、現在の住宅の同居状況と全体の住宅戸数と併せて、現在の空き状況と築年数もお知らせいただければ有難いと思います。

今日、築年数の経過の中嶋地区の公営住宅を解体し、新築をしておりますが、入居者の募集においては、町の指針であります若者やUターン者と思っておりますが、どうでしょうか。

また、この後の建築戸数と併せて町の空き家対策との関連をどのように位置付けて進めるのか、今一度本町の施策をお示しできれば有難いです。

町長 畠山菊夫 空き家対策の目的としては、適切な管理が行われなまま放置されたり、防犯・防災安全・環境・景観などの多岐にわたる問題を発生させ、町民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性がある空き家への対応を、どのように行うかというものとなっております。

そのため、空き家対策における施策としましては、空き家等の適切な管理の促進、特定空き家等に対する措置などが挙げられます。

活用の促進に該当する空き家バンクについては、活用できる物件でも改修が必要となり、売買・賃貸する場合に高額となることが予想されることから、低廉な家賃で居住することができる町営住宅と空き家対策が競合する可能性は低いと考えております。

一方、12月1日現在の本町の公営住宅の管理状況は、管理戸数105戸のうち15戸が空き家となっております。

また、現在建設中の中嶋住宅は、今年度建設が4棟8戸、来年度以降の建設が8棟16戸を予定しております。最終的には、129戸の管理戸数となる見込みでございます。

今後の公営住宅における維持管理計画については、「八郎潟町公営住宅等長寿命化計画」の終期となっている令和4年度までに将来的に必要となる戸数を見極め、老朽住宅

の用途廃止や解体も視野にした計画の見直しが必要と考えております。

それで金さんの質問の中に築年数、これもちょっとお知らせ申し上げます。

昭和57～59年建設の川崎団地21戸あります。昭和60年～61年建設のまちなか団地16戸あります。昭和62年～63年建設の家ノ後団地10戸、平成元年～4年建設の羽立団地20戸、平成6年～14年建設の上昼根団地34戸、平成29年建設の中嶋団地4戸がございます。以上です。

10番 金一義 この後の令和4年ですか、その会議等によってそうするとまだ先あるんですけども、このあれ見ると築年数云々ということも、ちゃんと謳ってあるんですけども、該当なるということは、これ見ますと今お話しされた川崎住宅が該当になってくるのかなと、もう一つは毎月募集されておるようですけども、町としては常にこの15戸というのは空白となっているのでしょうか。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 ただ今のご質問についてでございますが、確かに毎月広報等で空き家募集をしております。そのなかで、月によってばらつきがあるんですが、だいたい一人から二人程度の応募状況となっております。以上です。

10番 金一義 そうすると今新築されている中嶋住宅のことですけども、私ちょっと皮肉混じって言ったけども、これには優先的には若者が優先ということで考えて、今後とも考えているのか、そこら辺の入居募集というのは公平にいかないのだめなんだろうけども、町の建物で税金使っているからね、だけど町の指針としてはどういう形で考えていらっしゃるのかなと思って、そこら辺で聞いておるところでございます。
これからの入居する方々を踏まえた感じで。

町長 畠山菊夫 今、新しい住宅を建設するために、他へ措置してる方々がおられます。その方々が帰って来られればその方が優先となります。それと金さん言われるとおりやはり選考委員会もございますけども、基本的には、やっぱり若い方々が入ってもらうようにはしております。

10番 金一義 はい、どうも長い間ありがとうございました。

議長 村井 剛 これにて、10番 金一義君の一般質問を終わります。
次に、2番 柳田裕平君の一般質問を行います。2番 柳田議員。

2番 柳田裕平 おはようございます。柳田裕平でございます。
私の質問は表題で二つでございます。一つが役場庁舎内の組織改革を考えては、ということでございます。それからもう一つが選挙投票所について、この2項目で質問をさせていただきます。

それでは表題の1番、役場庁舎内の組織改革を考えては、ということでございますが、役場庁舎内の組織改革ということでは、畠山町長になってからはあまり大きな動きがなかったように記憶しておりますがどうでしょうか。

2022年には待望の新庁舎が開庁することになります。建物が新しくなっても中身が変わらないでは意味がありません。

まず必要なことは職員個々の意識改革を促すことであろうと考えます。

そして、これからの時代を見据えた町づくり、を考えた庁舎内の組織改革であると考えます。

ただ、新庁舎が開庁してからの組織改革断行では、かえって混乱を招くのではと考えますので、開庁前の適切な時期にということはどうでしょうか。

私が受ける今の役場庁舎内全体の雰囲気については、与えられた仕事を無難に努めているというように見えますが、欲を言えば現状に甘えることなく先を見据えた意欲と活気を全面に出していただきたいと感じております。

そこで、6年程前に福祉課であったのをそれなりの考え方があったのことでしょうが福祉課と保健課に分離しましたが、逆に町民からは以前よりも複雑になった、というような声も出ております。

また、新しい時代に対応する企画部門の新設・強化などの必要性も感じておりますがどうでしょうか。

それから、個人能力の差もありますが女性活躍の場と若手職員の育成・登用など大胆な考え方も必要ではないでしょうか。

いずれにしても、庁舎内のことは町長自身が一番知り尽くしているはずですので、この際町長としてのリーダーシップを発揮して、役場庁舎内の組織改革に取り組んでいただきたい、と考えますがどうでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

続いて、表題の2番でございます。

選挙投票所について、選挙投票所が6投票所から1投票所になり、この7月に参議院議員選挙が実施されました。

選挙管理委員会、以下選管に略称いたしますが、の決定に基づいて実施されたことですので、その点では何ら異論はないという立場でございます。

ただ、決定するまでの運び方に慎重さが足りてなかったのでは、との疑問を感じましたので、選管事務局でもある町当局としての考えを確認の意味でお伺いいたします。

去る5月24日の町議会全員協議会に於いて、7月の参議院選挙から「はちパル」1か所を投票所とする旨の報告・説明が町当局から初めてありました。

その後の6月定例会・町長行政報告でも5月31日の選管会議で実施することが決定したとありました。

その6月定例会総務産業常任委員会では、投票者の従来からある利便性や投票率の向上等を鑑みた場合、あまりにも性急すぎるのではということ、3地区程度に見直しすることの要望がされております。

また、町民・有権者に対しては「町広報7月号」の中で、選管で決定した理由や実施に向けての説明が、これも初めて周知されておりました。

この件については、町の根幹に関わる重要な町長選挙と町議会議員選挙が控えていることからすれば、選管で決定する前に議会の意見を聞くことや町民・有権者の意向調査を行うなどの慎重な対応を考えてもらいたかった、というのが私の考えであり疑問に思ったところでございます。

それから先般の町当局の説明資料の中では、見直しの視点として1回選挙を経験してから課題の解消策を前持って考えておきたい、とありましたので7月の参議院選挙についての十分な検証をしていただき、先程述べたような慎重な対応で町長選挙と町議会議員選挙に進めていただきたいと考えますがどうでしょうか。

そこで、次の項目についてお伺いいたします。

第1点が「投票所を1か所にする」ことの、話し合われた発端と最終決定するまでの経緯について説明願います。

第2点が町長選と町議選に向けての課題である解消策とその対応については、選管事務局である町当局としてはどのような考えであるのか、お伺いいたします。

以上、答弁よろしくお伺いいたします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員のご質問にお答えいたします。

これまでも庁舎内の組織のあり方は、いろいろな変遷を経て参りました。企画関係部署にあっては、平成15年度までは存在しておりましたし、現在の町民課、福祉課、保健課の3課にあっては、1部署や2部署のときもありました。

いずれ、そのときどきの時代要請や事務改善等に基づき、機構改革を行ったものと思っております。

現在、人口減少対策が大変な社会問題でもあり、対策業務の多様化が広まっております。これを新組織で行うという選択肢もありますが、組織を新たに作る以上、それなりの職員組織体制を敷く必要もあり、現職員数での機構改革は、慎重に進めざるを得ません。

新庁舎完成前に組織改革を、というご提案ですが、職員の意識改革と組織改革は別個に考えていくものだと思っており、現時点での早急な組織改革には無理があると考えております。

なお、新庁舎の事務室は、組織改革を見据えたフロア造りで進めております。

新庁舎完成後のしかるべき次期に、将来の町づくりを見据えた機構改革に着手すべきかどうか判断すべきものと考えております。

投票所のご質問については、総務課長が答弁いたします。

総務課長 小野良幸 選挙管理委員会書記長である私から、答弁させていただきます。

平成28年7月実施の参議院議員通常選挙から期日前投票所が「はちパル」になりました。以降、国・県・町関係の選挙が計5回実施されており、選挙の実施が進むにつれ

期日前投票率が高くなり、反面、選挙投票日における投票者数の減少が目立つようになって参りました。

効率的かつ合理的な投票所数の見直しの必要性を求める声が、選挙管理委員からいつしか上がるようになりました。

そこで、平成30年6月1日開催の選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会の合同会議の中で、選挙投票所の数について、初めて話題として取り上げたところです。

このときは、案件の「その他」として触れ、平成31年4月執行の県議会議員一般選挙から3投票所で実施できるようにしてはどうか、との事務局案を提示しております。

委員からは「費用対効果の具体的額を示して欲しい」、「投票率が下がっては何もない」、「といった要望・意見がありました。

その後、平成31年春の秋田県議会議員一般選挙にかかる選挙管理委員会を2月に開催したところ、再度選挙管理委員から選挙投票所統合案について進捗状況の確認を求められたところです。

このときは統合案を示しておりませんが、5月31日の選挙管理委員会に向けて、投票所数の在り方について、様々な角度から事務局は考慮を重ねていきました。

改めて見直し理由を整理していく中で、

一つ目、期日前投票率の高さから、選挙投票日当日の各投票所への投票者は1時間平均で13.6人であり、選挙執行経費の削減を図るべき。

二つ目、投票立会人の確保が困難を増してきている。また、一日拘束の負担が大きい。投票所を集約することで対処が可能。

三つ目、冬期における選挙時の駐車スペース、投票所へ向かう町道の狭さから車の交差が危険。

四つ目、高齢化社会の進展に伴い、玄関で靴を脱ぐ動作をきらう投票者が増加。

五つ目、車イスの配置は全投票所に完備されているものの、利用しづらい環境での投票所が多い。といった見直しすべき点を整理することができました。

確かに、投票所の統廃合に伴い、これまで徒歩で投票に来られていた町民が不便になることは当然のことであり、逆に一部の地域だけがこのような不便を強いられるのは公平な投票所配置の在り方ではない、という考え方も生まれました。

見直し案の考え方としては、投票所の数が例えば3か所になるとすれば、一投票所当たりへの投票者は増えることになるため、駐車場・投票所スペースがそれなりに整備されている施設に限定されることから始まりました。

また、数か所の削減案では、特に町議会議員選挙にあっては、無くなる投票所近くの地区出身の立候補者側から、相当な反対意見があるものと推察し、町民の理解は得られないのでは、とも考えました。

さらに、投票所を一ヶ所、二ヶ所にした場合のメリット・デメリットも比較しております。

5月24日の議会全員協議会では、この一ヶ所案も視野に検討している、との報告であったと思いますが、5月31日の選挙管理委員会において満場一致で投票所一ヶ所案が採択され、6月議会定例会で正式に行政報告としてお伝えしたものであります。

なお、決定するまでの運び方に慎重さが足りなかったのでは、という疑問ですが、投票所の統廃合は選挙管理委員会で積極的に議論を進めなければ実現し得ない問題、と認識しておりましたので、特に議員や町民の皆様へ、ご意見を伺うことをいたしませんでした。

それから二つ目、町長選と町議選に向けての課題である解消策とその対応について、でございます。平成25年実施の参議院議員選挙の投票率が61.8%に対し、投票所一ヶ所で実施した今回の参議院議員選挙は65.6%、全県の12町村のうち4番目に高い投票率でした。

投票所を一ヶ所にした投票率への影響は無かったと、選挙管理委員会では分析しております。

しかしながら、投票所となったはちパルから一番遠くなった旧真坂投票区における年代毎の投票率を分析した結果、秋田県議会議員選挙と比べると、当日における投票率は、80代の町民で若干減少しておりました。

投票日当日は、職員が公用車で自宅と投票所を送迎する体制を敷いておりましたが、利用が2件、3名に留まっておりました。

今後の対策としては、送迎があることを期日前投票が始まった日から選挙啓発放送を行うなど周知の徹底を図るとともに、各地域における定時刻でのシャトルバス運行等もできないか、といったことを検討していきたいと思っております。以上です。

2番 柳田裕平

はい、どうも有難うございます。役場庁舎の組織改革については、今町長のお話を聞いた限りでは、今早急の頭の中にはないということだそうでございますが、私も一応自分なりの考えで、いくらか再質問という形で考えてきましたのでちょっとお聞きしますが、私もまず来年度は町長選挙もありますので、私はどなたが町長であろうとも、この

組織改革は断行してもらいたい、というのが私の基本的な考えでございました。

そこで、先程の質問の中にありました適切な時期、というのは私の考えでは新庁舎が開庁する1年前の2021年4月には新体制でスタートして、2022年の4月には万全の体制で新庁舎を迎えるというのはどうでしょうか、という点で町長の考えを出来たらお聞きしたいと思います。

それから、この数年は本町の新規採用による若年者の職員が多くなってきていると思います。

先程、控え所で他の議員の方々の雑談で話したんですが、もう3、4年すれば世代交代ということで、大分入れ替えが激しくなるだろうという話も出ておりました。

ということを考えればそれを見越した組織改革というのは、なおさら必要になってくるのではないかなという考えもございますので、そこら辺も町長から、もしよかったら考え方をお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、この数年で若手職員が辞めて行くという現象も出ております。

これは本人の問題だけではないと私は思われるところもありますので、組織改革する際の一つのテーマとして、取り上げていただきたいという考え方でございます。

これも私が頭の中で考えたことをちょっとまた町長からお聞きしたいなと思います。

それから選挙投票所についてでございます。確かにこの件については、選挙管理委員会で決めたことですので、その点では私も了解ということでございますが、ただ、この選挙管理委員会の事務局としてのこの町当局の影響というのは、私は大いにあると思います。

私もこういう委員会の委員実際やっておりましたが、進まないときには事務局のその運営してる方の立場で町当局がこういう風に考えてる、とかというようなことを言われますと、やはり委員としてもどうしてもそちらの方に傾いてしまう、というのが私の経験した中の現状でございます。

そういうことを考えれば、事務局の私は役割というのは非常に影響大だと思います。

そこら辺で出来れば事務局として、間違わないような慎重な采配を、采配というか助言をしていただいで進めてもらいたい、というのが私の心の中にある気持ちでございます。そういう観点でちょっと再質問という形でお聞きしますが、ごく最近の県内町村選挙人名簿登録者では、八郎潟町は県内12町村の中で上から6番目でございます、5,178人ということでございました。

旧自治省の設置基準では、1投票当たりの有権者数は概ね3,000人となっているようでございますが、必ずしもそれでなければならないということではないようでございます。

そこで、削減の方向性というのは理解してますが、本町だけが急いでという状況ではないような感じもする訳でございます。

そこら辺を当局としては、どのような判断をされているのか、されるのかそこら辺を一つお聞きしたいと思います。

それから7月の参議院議員選挙の投票で、町公用車での送迎利用は2件の3人という報告がございました。これはどうも私が考えるには、町にお願いするよりは棄権した方が面倒でないのでもいいだろうというような判断がどうも強いような気がいたしました。

そういうことであれば、もし出来るのであれば別の考え方、アイデアを考えていただきたいと、例えば私は町のバスを利用して移動投票所とか、そういう時間を決めて回るとか、出来ることをもうちょっと町でこの後いろんなアイデア出して考えてもらいたいなと思います。

でない投票率にやっぱり影響するんじゃないでしょうか。そこら辺をちょっと事務局の方から一つ考えてもらえるのかどうか、この後のスケジュールもし出来たらこういうスケジュールで行くので、その段階で考える場があるのかどうか、答弁をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 柳田議員の意見では、新庁舎に入る1年前に機構改革を是非ということでもありますけれども、先程言いましたとおり意識改革と組織改革はこれは個別に考えていかなければいけない状態であります。

それで私もいろいろ考えておりますけれども、議員もご承知のとおり業務も多様化してきております。

福祉課、産業課は以前より多く人員を配置しておりますけれども、新庁舎建設に向けては財政職員も今担当されておりますし、また実は災害にも職員を増やしたいなという気持ちありますけれども、今の現状で中々増やせない現状でございます。

どうかそういう点をご理解していただきたいと思います。

それと若手の職員、確かにもう増えました。私が町長している中で、もう今半分近くまで増えたと思っております。

それなりに頑張っておりますけども、中々行き届かない面も多々あるかと思っておりますけども、先輩職員と共同しながら業務に取り組んでおりますので、どうかその点ご容赦願いたいと思っております。

それで辞める若手の職員、これも私方いろいろ面接の中では、公務員としてやりたいという気持ちを強く感じて採用した訳ですけども、業務をされている中で、このことも道に進みたいということで、今辞めた職員本当にりっぱな企業に就職されておりますしそういうこともありまして今ちょっと難儀しておりますけども、定着するように努めて参りたいと思っております。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 選挙投票所の関係ですけども、本町の場合、期日前投票率が高くてその事務を行う上での体制が中々厳しい、というところが現状でございます。

はちパルでの期日前投票にしたことが原因となっておりますけども、その点に比べれば他の市町村とは特殊事情だなという気がしております。

移動投票所というご提案がございました。確かにやっているところも調べたところではございます。選挙管理委員会の中で、こういった制度もあるよと言ったことは話し合っておりますが、現時点において書記長である私の考えといたしましては、移動投票所にした場合の体制、それから投票箱の移動等が発生して参りますので、ちょっと慎重に進めなければならない、といったところは率直適な考えでございます。

いずれ今後、選挙管理委員会度々やっておりますので、話し合う機会は設けていきたいなと思っております以上です。

2番 柳田裕平 どうも有難うございます。町長にもう一つだけ最後に申し上げますが、職員の中でこういう組織改革等にいろんな意見があると思うんですね。

そういうのを職員と話し合う場というのを、設けた方がいいんじゃないのかなというのが私の意見です。

それから選挙の場合は、決まったんだからこの後の町長選挙、議会議員選挙が順調に町民が納得するような形で行くように、十分配慮して進めていただきたいと思っております。

以上を申し上げます。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、2番 柳田裕平君の一般質問を終わります。
次に、9番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 それでは、私は2点ばかり質問をさせていただきます。
最初はNPO法人はちらぼの決算公表について、このことについてでありますけどもこれは前に関連した質問をさせていただきますので、2度目という風なことになります。

ある会の懇親会ではちらぼから料理をとって見たらどうかと進めたことがございました。その結果、それ以外もありますけども、評価はまちまちであったように思いますが、頑張ってるなという風な思いがございました。特に刺身は非常に好評であったように考えております。

そこでお伺いいたします。その前にというのは31年3月の定例会でありますけども関連して質問させていただきます。まず第一点は、30年度決算を打ってみてあるいは委託した事業の進捗状況について、どのように考えているかこの点について町長の所感をお願いしたいと思います。

事業の入口で披露された主な計画は、高齢者の交流サロン、町内民間団体などへの2階の貸事務所、商店街空き店舗に商店誘致、買い物弱者対策などがあったように覚えております。

同時に、NPO法人はちらぼに町の将来対策のかなりの部分を委託したことになり、このことについて町はどのように今現在評価しているのか、委託に無理な部分があったのかどうかなどについても確認をしながら、ご意見を伺いたいと思っております。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えいたします。

決算については、これまでも言っているように、厳しい結果であったと認識しております。町でNPO法人はちらぼに委託しているのは、まちづくり活動センター管理運営業務とまちづくり効果促進事業であります。

まちづくり活動センター管理運営業務では、施設の維持管理や運営にかんすること、施設備品の管理に関すること、商店街の協力と地域住民との結びつきを強めること、商

店街の魅力向上と賑わいに関すること。

また、まちづくり効果促進事業では、商店街活性化事業に関すること、おもしろ市場に関することを委託しております。

委託につきましては、NPO法人はちらぼと協議した上で委託しておりますので、無理な委託をしているとは感じておりません。

9番 近藤美喜雄 実際NPOはちらぼの現場では、いろんなことをやっているようであります。

おもしろ市場を始めとしたいろんなことがありますけども、細かいところまでは取り上げておりません。

その委託の仕方については、今、町長がおっしゃったような感じでございますけども、いずれかなり大きな仕事という風なことになろうかと思えます。

このことについては、やはり第三者が評価する、見ている、こういう風なこともありますけども、我々もまた非常に議会としても注目しているところでもありますので、頑張っていたきたいと思っております。

それから第二点であります、その委託の仕方について一括といえば商店街関係の一括といえば語弊があるかもしれませんが、買い物弱者対策を含めた商店街の総合的な対策みたいな感じもしますけども、この委託の仕方、これはどうでしょうか。

今何となく町長が申し述べたような気もしますけれども、もう一度確認させていただきます。一括委託の仕方によろしいのかどうかその点の一つ、もう一回お願いいたします。

町長 畠山菊夫 まちづくり活動センターについては、NPOの活動拠点として管理運営をしていただくことは建設以前からの計画にもあります。

また、買い物弱者対策事業については、町の委託ではなく自主的に行った事業で、弁当の配布や車での送り迎えにつきましては、NPO法人はちらぼがサービスの一環として行っているものでございます。

町が全て委託しているものではなくて、NPOが自主的に精力的に活動しているものもございます。

9番 近藤美喜雄 それから三点目にはいります。三点目は現実の厳しい商業環境の中で、理事会の中でいろんな議論がされているだろうなと思えます。意見がないというのはあり得ないことだと思っておりますけれども、ただこれ30年12月の委員会の記録を見ますと、何かしら引っ掛かりがあるなという風な感じもしましたけれども、理事会の中の意見の一体感みたいなものがあって、いわゆる理事長さんがそれを取りまとめしてやってるだろうとは思いますが、そういう風な点では、理事会の一体感みたいなものはあるだろうとは思いますが、何かがあれば当然その前に町と協議されると、これが優先する訳ですけれども、この点、何かはちらぼの運営上といいますか、経営上といいますかこの体制の中で問題点はあるのかどうか、お知らせ願います。

町長 畠山菊夫 町民により親しまれる組織にしようと、現在17名の理事が毎月理事会を開催し、活動内容などについて協議をしていると伺っております。

意見の相違はあるかと思いますが、活動計画に予算を伴う大きな変更がある場合は、事前に町と協議することになっております。

9番 近藤美喜雄 現場はそういう風に回転してるだろうと思えます。いろんな意見があるとは思いますが、取りまとめをして頑張っていたきたいなと思っております。

ただその中でも次の四点目の質問にお答えいただきたいのですが、現在のスタッフを維持するのに必要な売り上げ、いわゆる今のメンバーを維持していくためにはどの位の売り上げが必要か、その中から当然利益が出てくる訳ですけれども、この議論が私はちょっと耳にしたことはなかったですけども、いわゆる先程の30年12月の定例会の委員会の中で、こういう風な発言記録がありました。

月800万ほどは必要ではないかと、いう風な見方をしてるという風なことがございました。そういう風なことから比較して行きますと、30年度の実績と31年度の見込み、こういう風なことに対しては実際にどういう風なものなのか、達成状況、その他いろいろあると思えますけども、どういう風な状況になっているのかNPO法人はちらぼの組織の中には、当然監査会があると思えますが、監査の意見としてどんなことが出てきてるのかあるのか、もし出来ればこの点についてお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 ただ今の実績についてですけれども、昨年度は7月までのベーカリー部門の売り上げが非常に大きかった訳でございますけれども、4月から7月までは前年度を下回ってりましたが、8月以降の売り上げは前年を上回っていると聞いております。

最終的には前年並みと思われま。また、監査員の意見については、勿論監査員はおりますけども、特別に付されたものはございません。

9番 近藤美喜雄 それでは第五点目の方に入りますけども、町が直接事業に関与・委託していれば、当然町の監査の対象としてはどうか、という風な思いがありますけども、この点についてはどういう風に考えておりますでしょうか。今まで考えたことはなかったのか、必要がないのかこちら辺。

町長 畠山菊夫 町の定期監査において、監査委員の求めに応じて資料を提出しております。

9番 近藤美喜雄 資料提出が求められてしてるという風なことがございました。今までの町の委託金・補助金、これらは今数値を挙げておりませんが、かなりの額になってますので一つ組織の監査以外の目を、たまに入れて見る必要があるのではないかなと思ってますので、その点はこの後また一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから六点目ですけれども、私の原稿にちょっと誤りがあります。公表の字がちょっと違っておりましたので訂正させていただきます。決算の公表です。

NPO法人の決算は、公表されるものと認識してはいますがいかがでしょうか。している、あるいはする必要がないという場合はあるでしょうか。こちら辺について改めてご紹介していただきたいと思ひます。

特に、私が今ここで公表というのは、私が別に県の官報を見てる訳でもないし、全国紙の新聞を見てる訳でもないですけれども、同じような考え方だとすれば議会にやはりかなりの町の資金が財政が投入されておりますから、議会にはやはり決算を打つ都度やはりその状況を説明して、あるいは資料を出していただきたい、という風なことであります。

私この作文の中で貸借対照表・損益計算書とありますけども、これ後で私も確認したら、活動計算書・貸借対照表という風なNPOの決まりがあるようですので、そういう風に訂正させていただきますと思ひます。

前にもこう感じておりましたけども、いずれNPO法人独特の決算といひますか、資料の整理といひますか、こういう風なのがあるので議会に出す資料は分かりやすく解説するとか、そういう風なことで出来ればなと思ひますが、この点を一つお願ひします。

町長 畠山菊夫 NPO法人の情報公開につきましては、特定非営利活動促進法第28条により事業報告書等を翌々事業年度の末日までの間、NPO法人の事務所に備え置かなければなりません。

また、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係者に閲覧させなければならないとなっております。第30条では、所轄庁は、NPO法人のから提出を受けた事業報告等について閲覧・謄写の請求があったときは、これを閲覧させ又は謄写させなければならないとなっております。

なお、秋田県のホームページから内閣府のNPO法人ポータルサイトに入っていくと「はちらぼ」の事業報告等を閲覧することができます。

それらを考えますと、公表されているものと解釈しております。

9番 近藤美喜雄 そういう風なことで、これはあくまでもお願ひでありますけども、義務はないかもしれませんが、公表されている決算ですので議会にも一つお願ひしたいと思ひます。

私のこの質問は、ほぼ以上でありますけれども、ただ最後に私一つお願ひをします。

これは正式に取り上げる議会の機関としてどうなのか、よく私もそこまで研究しておりませんが、というのはかなりの額をNPO法人の方へ投資してますので、当然事業主体であるNPO法人はちらぼ、この事業主体の特に理事長さんの考え方というのは、やはり町が聞いている範囲を超えるものがあるのではないかと、私は思ひます。

そういう風なことで一部始終全て町が把握してるのかもしれませんが、そうでないかもしれません。出来れば理事長さんの考えをお聞きする機会を作っていただければと思ひます。

私は今ここで何の時にというようなことはありませんけども、議長あるいは当局の方でご相談して、そういう機会を設けていただければ有難いと思ひます。

特に、理事長さんが仮にこういう風な場面、あるいは協議会でも休憩してでもいろんな場面が想定されますけども、参考人招致ということを私は使っておりません。

参考人となればこれは別の機会を捕らまえて、改めて皆んなでやり取りすることになるんだろうと思ひますけども。

そうでなくて説明をして、諸々何かをお聞きしたいことがあれば聞くと、いう風な感じでもよろしいのではないかと思います。特に、この度ちょっとここに書いてありますが、仮に今こういう風な状況を捕らまえるとすれば、30年度の報告、31年度、令和元年の見込み、あるいはまた令和2年度の計画・構想などについて、という風な捕らまえ方もあるのではないかという風なことで、一つこの後ご検討いただければと思います。以上で一問目終わります。

議長 村井 剛 一問目については、これでよろしいですね。一問目については。

9番 近藤美喜雄 よろしいです。

議長 村井 剛 そうすれば近藤議員の質問中でありませうけれども、時間も大分押し迫ってきておりますので、ここで昼食のため、1時30分まで休憩いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。そうすれば昼食のため、午後1時30分まで休憩いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き、9番 近藤議員の一般質問を再開いたします。

9番 近藤美喜雄 それでは午前中に引き続きまして、二問目の質問をさせていただきたいと思っております。二問目は地域医療を守る、という風な題名でございます。厚生労働省は9月26日、これは先程の金議員の質問とかなりだぶつてくると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

厚生労働省は9月26日、公立病院と日本赤十字社など1,455の病院を分析し、うち3割の424病院を再編・統合が必要などとして病院名を公表しました。関係自治体に見直しの検証を求め、来年の9月までに結論を出すよう求めると言われております。

今回の分析は、政府の進める地域医療構想の一環とされ、2025年に必要な入院ベット数が今より5万床ほど少ない119万床との推計からきてしているとされています。

名指しされた424病院の具体的な検証理由には、診療実績が乏しい、或いは近くに機能を代替え出来る民間病院が存在する、あるいは経営に関する収支が赤字ということもあげられている。

この経営の赤字については、その後私もちょっと調べてみたら、全国の2016年の決算ですけれども、公立病院の61%が赤字経営に陥っているという風な状況の総務省の数字があげられておりました、という風なことがあるようであります。

それからもう一つは、よく言われます地方で不足する医師、看護師などの問題があげられてるようであります。これらが具体的にいろいろおそらく県なりあるいは関係市町村なりに説明があるのではないかと、いう風に考えられます。

そこで県の中央部におけるベット数の問題や赤字体質の改善には、前にも私湖東病院の問題を取り上げたことがあります。

しかし今、存続論がついに来たかという感を否めない訳でありますけれども、そうならないようにこの後の推理をいろいろこう努力をお願いしたいところであります。

それで先程もあつたようですが、町村長を入れた地方三団体からも、それぞれ唐突ともいえる名指し発表に厳しい反論が上がっております。それぞれ反論が上がっております。

住民の切なる願いと、あきらめない運動がようやく実を結び、平成26年4月に新湖東厚生病院が竣工し、5年を経過しています。地域の貴重な医療として定着しておりますし、その地域の貴重な病院も秋田県内5ヶ所の中に入っていると、こういう風なことであります。

そこで改めてお伺いいたします。第一点は湖東厚生病院の構成町村は緊急会議などの連絡をとっていると思っておりますが、どのような状況でしょうか。これは先程の前の質問者の中にもあつたようですが、正式な会議は開かれていないとありますけれども、いずれ9月までに何らかの回答をしなければならぬとなれば、あまりのんびりもしてられない、という風なことだろうと思っております。

いわゆるその継続をさせる方法論とか、どんな選択が出来るのかとか、いろいろ真剣な議論が必要だろうと思っておりますけれども、もう一度、この点町長から一つお願いします。

町長 畠山菊夫 先程、金議員にも申し上げましたが、この度の報道発表内容は、各都道府県が取りま

とめた「公的医療機関等2025プラン」等の調整会議での合意結果を国が分析したところ、急性期病床の削減や回復への転換が進んでいない結果を踏まえ、さらに取組を進める必要があると国が判断したことによります。

急性期病棟がある医療機関が、改めて、今後の医療機能のあり方を考える契機にしようとしたもので、今回の分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見も補いながら、調整会議の議論を活性化し、議論を尽くすことを求めることがネライ、だとしております。

秋田県では、この構想の中で公表された5病院全てが、地域の高齢者医療を支える大事な病院と位置付け、急性期は、がんや脳卒中などの手術だけではなく、80歳から90歳の高齢者にとっては、感染症に伴う肺炎、骨折も命に関わる急性期として捉え、地域に必要な急性期医療病院と主張しております。

この問題は、個々病院の設置市町村で解決できるレベルではなく、医療法に基づく県の地域医療構想等に基づく地域医療に係る根幹的な問題と認識しております。

湖東厚生病院の構成町村の緊急会議などで連絡は取り合っておりますが、今後も各機会において県に対し意見を述べて参りたいと思います。

9番 近藤美喜雄 何というか早急にその非常に重要な立場にあると考えておりますけれども、一つ進んで会議を開催して情報の交換、いわゆる今後の方向等についてご協議いただきたいと思っております。

それから今町長からもありましたけども、県内の公立病院に対する県の指導権限というのは非常に強まっている、という風な国の情報なんかを見ますとそういう風なことがされてます。

そうなりますと先程も町長も言いましたが、県知事との早急な対策・打合せが必要だと、今指摘された中では私立の病院あるいは町の病院とかこう単独の対応してるところがいろんな動きが見えてますけども、我々のところは単独町でもないし、そういう風なことからすると、やはりどっかが指導権という訳ではないでしょうけど、声をあげないと、手をあげないと中々どこかで集めてくれるのかなという感じになるうかと思っておりますので、この点は一つ町長からもリーダーシップを取っていただいて、関係町、そしてまた県、知事、県の考え方、こういう風なものを把握しながら、早急に進めていただきたいとこう思っております。

それと合わせて、私は非常に最近こういう風な関連のいろんな情報を見てますと、関係するところの県内の病院の、どなたかもおっしゃってましたが、地域再生、地域医療を守るのは、これは地域だけではもう今田舎はどうしようもないと、いう風なところまで来ていますから、やはりこういう風な大問題を前向きに捉まえていくとすれば、国から特段の逆に国から特段の支援が必要だろうと、いう風な声があがっております、ただ単に赤字経営だとか、どうも患者が不足だとかということだけで地域医療を解決してしまうようなことになっては、我々としては納得いかない、ということで逆にやはりそういう風な関係者、自治体、県が一体となってやはり国に対する要請、これを是非実現するように働きかけをお願いしたい、ということを考えておりますが、町長この点について何かございましたら。

町長 畠山菊夫 当問題については、すでに県との協働政策会議の場でも話題となっており、県と全県市町村は同様に即、病院の統廃合が進むものではないことを確認しております。

今後も、県と厚生連、関係4町村で構成する湖東厚生病院運営協議会の中で情報を共有しながら、県の地域医療構想調整会議が主体となって、地域医療が果たす役割の重要性を国が理解を示してくれるよう、要望して参りたいと思います。

9番 近藤美喜雄 よろしく一つ頑張ってくださいと思います。

それで三点目にはありますが、人口が減少していることも、財政、医師、看護師不足も、あるいはまた2025年までに団塊の世代がすべて75歳以上になるという風なことも承知の上で、しかし、この地区が団結し、八郎潟町の町長が牽引する形で湖東厚生病院を守る強いメッセージが必要だと思っております。

町民は町長の病院を守る力強い言葉の発信を待っていると思っておりますので、そういう意味も含めて、町長から一言お願いします。

町長 畠山菊夫 先月、国に対し町村における公立・公的病院は、地域に欠くことの出来ない基本的な医療機関として、重要な役割を担っていることから、全国一律の基準により分析されたデータに基づいた拙速な再編統廃合を強要しないこと、として全国町村会の重点要望としても提出しております。

地域医療構想は全ての視点から構築していくことであり、あらゆる機会を通じ、県厚

生連と連携をとりながら、湖東厚生病院の存続には努めて参りたいと思います。

先程も言いました通り、この地域にはなくてはならない病院でありますし、五城目、八郎潟、井川、大潟村だけではなくて、三種町、上小阿仁村そして潟上、秋田市、男鹿市からも湖東病院は利用されておりますので、そういう観点からも強く要望して参りたいと思います。

9番 近藤美喜雄 予定したのは以上でございますが、ただ私その間にいろいろ調べてみましたら、いわゆる診療実績に乏しいということが、しょっちゅう出てくる訳です。これが決め手になってる訳ですが、がん、心臓疾患、脳卒中、救急患者などの9項目という風なことがあげられて、その細かいところまでは分かりませんが、こういう風になっています。

私が今この原稿に書いてないところに触れてますけども、ご承知のとおり湖東厚生病院が建設の段階で、あるいはまた管理運営を検討する段階で、いわゆる検討された病院患者の取り扱いの住み分けといえますか、これ私共は最初からあまり本当は満足してなかった訳ですけども、ただ、医師が不足だ看護師が不足だという風なことが、結論としてはそれでもいいのかという風なことがあって、今の湖東病院の体制になってきたと、いわゆるこの診療実績にあがっているほとんどは、住み分けされて湖東では扱っていない部分が大部分です。

これはもう最初から分かっていることですから、我々もこれをなくして赤字をなくするという事はないんじゃないかと、出来ないんじゃないかとこういう風なことを再三これ今迄もお願いをして、相談し直しをしたらどうだということ、あるいはもう一つ私が言っていたのは、そこまで住み分けをするんだったら、湖東は分院にしてやるような話し合いが出来ないものかと、そうなれば住み分けしてでも何でもいいんだから、という風なことなども何回か申し上げた経緯があります。

今、私は何というか非常にその点を強く感じておりまして、その通りでないにしてもやはり話し合いの根幹はそこにある、いわゆる赤字経営というのが非常に大きな状態を占めて来ると思いますが、これを無くして行くということは、対等な病院の在り方そのものから、最初のスタートの時点から一步引き上っているという感じがしますので、やりたくてもお医者さんがいないとか、そういう風なことが説明あった、県でもそういう風なことが言われたと思えますけども。

やはりそのためにも、じゃあどうするかということ念頭に置いて、一つ何とか頑張っていたきたいと、こういう風なことを今また改めて考えておりまして、いわゆるその今の統廃合の問題といわゆるその診療実績が不足な病院、という風なことを言われますと、もう建てる段階でそれがもう住み分けされてますから、それが不足だと言われても、もうどうしようもないんじゃないかなと思っているところですので、この点、質問要項の中にはありませんが、町長何か考えてることがあったら、感じる事があったら一言お願いします。

町長 畠山菊夫 湖東病院の赤字というのは、これはもう医療単価を上げることよりないので、医療単価を上げるためには手術、あるいは救急患者を受け付けるとか、そういうやはり機能を持った病院でなければ、中々黒字にはなりません。

秋田厚生と一緒にすることも要望しておりますけども、これの実現には程遠いという感じがいたします。ま、連携はしているでしょう。

そうした中で、私方2億6千万、この赤字のうちの県が4分の3、構成町村が4分の1、これを負担して当初予算にも1千8百万程措置しておりますけども、これがやはり後から特別交付金の中で戻ってくるお金があります。

そういう部分がやはり国の負担になっていることは確かで、こういう面がやはり国でも再編しなければ、やはり財政負担になるということで、こういう議論が最近トラブってきてるようには思われます。

ただ、何遍も言いますが、地域医療にはこういう病院は欠かせない訳で、これだけ利用される皆さんがいる、ということ強く訴えながら、我々構成町村が出している、自治体が出している病院は、厚生連の中ではないと思えます。

こういうことも訴えながら、存続に向けて進めて行きたいと思えます。

9番 近藤美喜雄 後、終わりたいと思えますけども、その国からのお金をいただいているという風なことが暴露した訳です。ただ、国が言っているのは湖東全体、いわゆる公立病院全体で、8千億円を超えるお金を今投入しているということが、大きく取り上げられておりますからこういう風なことも、いずれはそのままは進んで行かないだろうと思えますので、いずれこれらも含めていろんな議論がまた、この後深まるだろうと思えますけども、何とか町長からも一つ頑張っていたきたいと、以上です。

議長 村井 剛

これにて、9番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。
次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。5番 石井議員。

5番 石井清人

5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
まず一つ目は、堤防に強度の基準はあるか。馬場目川堤防はどうかであります。
10月上旬に発生した台風19号は、13日に関東を縦断して翌14日に福島県付近から太平洋に抜けました。
13日に温帯低気圧に変わった台風19号による猛烈な雨の影響で、長野県の千曲川福島県の阿武隈川など52河川の73ヶ所で、堤防が決壊、住宅地などを飲み込む大規模な洪水被害が各地で発生しました。
新聞やテレビの報道を見ると1階部分に水の跡が残り、室内は泥だらけで何から手を付けたらよいのか困惑する姿が気の毒に思いました。おそらく住民のほとんどは堤防が決壊するとは予想していなかったと思います。
今回の災害では、大丈夫だと思われる堤防でも決壊することがあるということがわかりました。山から海に至る長い堤防の中でも、どこかに弱い部分があるのでしょうか。

堤防の強さということが事前にわかるような判断基準はないのでしょうか。
馬場目川堤防は大丈夫かと思わずにはられません。五城目高校の橋の辺りから八郎湖の河口まで弱いところはないのでしょうか。堤防から水が浸み出しているとか、法面が浸食された跡があるとかという兆候はありませんか。
国とか県、あるいは専門家に堤防の強度をわかる資料はないのでしょうか。町民に現状をお知らせし安心感やあるいは課題を提供できればよいと思います。
スーパー台風と言われる台風19号は、南の海温度が高いために発達したと言われています。

ある大学教授は、温暖化などの影響で大規模化する最近の水害と言っています。地球温暖化の影響で大型台風やゲリラ豪雨などはこれからも都度来ると言っています。

2、3年前の大雨では、馬場目川堤防の天端まで1m位まで上がったような感じでした。馬場目川流域の面積で雨量がどの位になれば、どの位の水量が集まってきて、川の水位がどの位上がるというシュミレーションが、国や県でされたことはないのでしょうか。

逆算すればこの位の雨量であれば、堤防が持つし、それ以上だと堤防から溢れるということもわかるのではないのでしょうか。今回の台風19号では神奈川県箱根町では48時間雨量が1001ミリに達しました。

30年位前に馬場目ダムの話が持ち上がりましたが、いつの間にか自然消滅したことがありました。群馬県の八ツ場ダムは一時予算の無駄使いと言われて、工事中止寸前までいきましたが、紆余曲折を経て完成しました。

今回の台風19号では、満水に貯水したため下流への被害がなかったと言われています。ダムの効果はあります。五城目町でも馬場目川上流の氾濫で田畑の冠水被害がおきます。

五城目町、八郎瀧町の両町で馬場目ダムの研究をしてみてもどうでしょうか。専門的で難しい質問とは思いますが、わかる範囲で回答をよろしくお願ひいたします。

以上が一問目の質問であります。

次に、二問目の質問に入ります。二問目の質問は国民健康保険税の資産割を今後も続けるかであります。

去る9月の議会に平成30年度の各会計決算が上程され認定されました。このうち国民健康保険特別会計は、前年度繰越金と基金積立金を除く実質単年度収支額が約380万円の黒字となります。

また、平成30年度の積立金は3,000万円で総額1億円となります。国保財政運営はおおよそ8億円台で、しばらく推移しているので安定していると思います。

なお、今年の年度では今のところ6億円台でありますけども。そこで今後の国民健康保険の運営と国保税徴収の考え方を、お聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

国保が黒字になるか赤字になるかは、その年により病気の発生、患者数などによりますから未確定要素が多いです。例えばインフルエンザが大流行するとか、末期医療などで高額請求が多くなった場合は、数百万円あるいは千万単位の金額が飛んでいきます。

一般会計のように事前の見積もりができるものでもないもので、担当する方は難儀します。ですから歳入は赤字にならないように設定しないとイケません。

しかし、また何事もなく毎年繰越しがでて、その都度積み立てしていったその額がどんどん膨らんでいけば、取りすぎという批判も出てきます。

国保基金はどの位までの積み増しを想定しているのでしょうか。私は国保基金は1

億円で十分だと思います。1億円あれば国保特会に穴が開いても十分補填できる額だと思います。

そこで令和2年度は、税額の設定をどのように考えているものでしょうか。現状維持かあるいは変える考えはあるのかどうでしょうか。

当議会でも、都度国保税の減額を求める意見がありますが、国保税額を下げる余地はあるのでしょうか。私は診療報酬や薬価基準が現状維持でこのまま安定していくと見込まれれば、当然国保減税に向かうべきだと思います。

そしていま、各自治体で判断が分かれているのが資産割です。資産割は二重課税だという方もいますし、いや二重課税には当たらないという方もいます。法律的にはどちらが正しいかは分かりませんが、一般庶民からすれば土地建物や償却資産に固定資産税が課税されていて、さらに国保税額算定の際に、この固定資産税額にまた税率を掛けていくのですから、2度賦課されている感じは否めません。

ただ、仮に資産割をやめたとしても全体の税収を確保するとなると、所得割を上げる必要があるのでは従前と同じになるという考えもあります。

また、応能、応益比率を変える方法もありますが、そうすると世帯割、均等割りも変える必要があります。

ただここまで踏み込むと、非常に理論的で高度な専門的になりますから、一概にどれが良いとも軽々しくは言えません。

しかし、昔から固定資産は帳簿上の見かけの財産ですから、税金を担う力、いわゆる担税力はないと言われていました。

もともと資産割を使っている市は少ないですし、いま全国的に資産割を廃止している町村が多いです。おそらく資産割をなくしていくのは全国的な流れになるだろうと思います。

本町では、資産割を下げしていく、あるいは廃止して所得割に移していくという考えはあるのでしょうか。

私の意見ですが、今後10年くらいをかけて資産割をゼロに持っていけないかと思います。あるいは基金を使って所得割を上げないで資産割を下げっていくという手法を考えたことはないでしょうか。

国保税の算定方法として所得に賦課するのは、納得すると思います。所得が多い人は多いなりに、所得が少ない人は少ないなりに同じ税率で負担しますから。1世帯当たりの世帯割もやむをえないと思います。均等割りも加入人数が多いと、医者にかかる人が多くなるので根拠はあると思います。

しかし、固定資産と医者にかかることの関連は薄いと思います。おそらくは私はいかに徴収力を上げるかという徴収技術のために設定されたものでないかと思っています。

このように私はいろいろと思うのですが、当局の考え方をお聞かせください。

以上二点であります。よろしく願いいたします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えします。

まず初めに、河川管理者の秋田県によると馬場目川堤防は、昭和36年度から河川改修事業により、国の河川管理施設等構造令などの基準に基づき整備されているとのことでありました。

議員の言う堤防の強度についてですが、当時の設計基準では法勾配や天端幅などの断面形状の最低基準を河川の規模に応じて定めており、馬場目川においては、整備計画当時24時間雨量137.2mmとして河川断面を設定しており、洪水時においても堤防天端まで1mの余裕高があるとのことでありました。

また、堤防の浸透又は浸食している箇所については、県では定期的に巡視点検をしており、今のところそのような箇所はないとのことでありました。

馬場目川ダム計画については、確かに建設構想があり、県は調査費5千万円以上を投入し、調査しましたが、建設費が300億円に見合うだけの治水の必要性や効果は得られないと判断し、平成10年度末に正式に建設構想を断念しております。

しかし、議員言われるように両町ともに、豪雨により以前見られなかった被害が発生しており、一方では今年のような水不足により、農作物への影響もありましたので、五城目町と必要性について、少し話し合いの場を設けてみたいと思います。

次に、国民健康保険税の資産割についてですが、国保財政調整基金の目的は、議員が述べられたように、医療給付費の急激な増加等により、国民健康保険税増徴等が困難である時の財源にあてるものです。

本町の基金は、平成30年度末で1億1千円で、保険給付費に対する基金保有割合が21.09%であります。

県内市町村では、8番目に高い水準になっており、最も高いのが上小阿仁村の44.8%、以下東成瀬村、小坂町で、保険給付費等の増額により、国保会計の財政運営で大きな影響を受ける小規模町村が保有割合で高い傾向にあります。

参考までに、南秋田郡では、大潟村が4番目、井川町が6番目、五城目町が12番目に保有割合が高くなっております。

また、国保会計のここ2年間の実質単年度収支は、若干の黒字で推移しており、国保財政運営では、現状で収支バランスが保たれているものと考えております。

このことから、基金額については、基金保有割合が比較的に高く、医療給付費の急激な増加等に対応が可能であると判断し、現状の1億円程度で当面は良いものと考えております。

また、国保税減税については、実質単年度収支のバランスを考慮した場合、引き下げはできないものと考えております。

次に、国保税算定に用いる資産割については、平成30年度末の県内市町村で所得割、均等割の2方式が1市、平等割を加えた3方式が17市町村、資産割を加えた4方式が7町村あります。

また、今年度は2町が資産割を廃止し3方式としており、県内市町村の動向は4方式から3方式に移行する傾向にあります。

現在、本町は4方式としておりますが、議員が述べられたように所得の少ない方にも資産割分が課税されるなどの問題もあります。

しかしながら、景気に大きく左右されない資産割を廃止することにより、国保税額の確保に支障を来すことも考えられます。

本町の資産割は課税割合が高く、国保税の賦課方式の変更は、各加入世帯の国保税額に大きく影響を及ぼすことが懸念されるため、議員の意見にもあります資産割を段階的に引き下げていく方法など、激変緩和措置等で配慮する必要があることから、慎重に進めている段階でございます。

なお、仮に3方式にした場合の資産割廃止分は、所得割、均等割、平等割に振り替えて実施することになります。

国保税の賦課方式や税率の変更については、全体的な影響等を考慮しながら、検討して参りたいと考えております。以上です。

5番 石井 清人 今回の質問、大変難しいというか調べたり、回答に難しいところがある質問だなと私も思ってあったので、今の答弁で本当に有難うございました。

一つだけ確認だけでも、資産割を段階的に慎重に進めて行く考えだようだけれどもこれはいつからそういう方向に進めて行きますか、近々ですか、もっと先の将来ですかそこ一つだけ確認したいと思います。

税務課長 相澤重則 資産割の廃止につきましては、先程町長も述べられたように各家庭いろいろ負担増・減生じて参りますので、今後国保運営協議会委員の皆様の意見も聞きながら、今後、検討を進めて参りたいと考えております。以上です。

5番 石井清人 本当に丁寧な答弁いただきまして、有難うございました。質問はこれで終わります。有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 議席番号6 日本共産党の北嶋賢子です。3項目の通告をさせていただきました。通告の順に従って質問をさせていただきます。

1番 食の安全と食料自給率と題しました。2018年度の食料自給率が過去最低の37%に下落しました。テレビの人生の楽園とか農家メシ等、農業を対象にした番組も数多くあります。

東京の友人達からは給食に提供している無農薬野菜を送れと言われるし、日々目一杯働いているのに、食料自給率の下落を聞くとガッカリです。

OECD(経済協力開発機構)に加盟35ヶ国中、日本より下位はイスラエルとアイスランドだけ、温暖で雨も多く農業生産には絶好の条件に恵まれている日本が世界で最低クラスとはどうしてでしょうか。

農薬まみれの輸入農作物を食べさせられて、その輸入がストップなった時の食事メニューを政府が出しました。

国民の3食は一杯のご飯に浅漬けか野菜炒め、焼き魚は夕食のみ、牛乳が5日に一杯卵は15日に1個、焼き肉は10日に1回、これでいくと生命活動を維持するために必要

な最低限のエネルギー、ギリギリの1, 478キロカロリー、1, 500カロリーを切り取ります。これしか摂取出来ません。

カロリーベースでみると、1日3食のうち3分の2は非国産ということになります。

これが日本の食と農壊滅の政府の試算です。夫の50日祭の時に長男が言いました。

この一年、おやじに教わって農作業をして来た。ましてや3交代をしながら、これだけのカマドを維持してきて、これでは長生きは出来ないとしみじみ言いました。

先程、10番さんの金議員さんが、移住・定住の話をされました。農業をやるためにこの八郎瀧町に来ました。ですけども、農業だけでは暮らしが立たなかったのです。

3交代をやるしかありませんでした。大人4人で畑の草取りをしても、日銭があがってきません。何としても毎日お金はかかります。そのために3交代をするしかありませんでした。農業で暮らしが立つように、ヨーロッパ並みに農業を支援することが第一ではないでしょうか。

人が生きていくためには食料が必要です。国内生産者を守ることが食の安全につながり、私達の世代だけでなく子ども等の次世代にとっても大切な問題だと思うのですが。

今年も11月13日に小学校3年生33人の給食野菜の勉強会がありました。日程を決めた人がもういませんでしたので、新しい会長のもとで予定どおり実施しました。

今回のエピソードは、これから寒くなって雪の上に出た人参の葉っぱを食べに、山から降りて来る動物がいます。それは何でしょうと聞きましたら、皆んな口をそろえてクマと言いました。クマは冬になって寒くなったら、冬眠してしまうからカモシカですと言ったら、へえーカモシカは冬眠しないんだ、こう言う子どもがいました。子ども達と話しをしていると、とっても楽しいです。

離農する農家が増える中で、体力の続く限り安全な野菜作りをしたいと思います。これが1番です。

次に2番 激甚化する自然災害への対策は、と題しました。

もしも観測史上最多の雨が降り、馬場目川の堤防が溢れたら、高岳山の一部が崩れたとしたら、土砂崩れと冠水で町全体が被災地になってしまいます。

最近台風が衰弱しないまま日本付近に来たり、逆に強まるものまであります。

家ノ後の従妹から、水が超えて来たら浦大町に逃げるけど行ってもいいかと言われました。今回の豪雨災害で先程、石井議員さんからいろいろ詳しく話されましたけれども、豪雨災害で休暇をとって災害ボランティアに行き、泥かきや畳起こしをしてきたと次男から報告がありました。

昔、家族で三陸の田老町の見上げる程に高い防波堤を見て、これ程のものが果たして必要かと思いました。

ところが今回の地震でいとも簡単に津波はそれを乗り越えたのでした。ニュースを見ていると想定外のことが起きています。町のハザードマップをどのような状況の時に、どのような被害が起こるかを分かりやすくしておく、安全な避難場所の立地等も大きく変わってくると思います。

堤防の嵩上げや浄水場が水害にあい、断水が続くことなども想定し、来るであろう災害から生命を守る策を日常の生活の中で培うことも必要と思いますが、普段から災害のない町と言われておりますので、もしこのようなことあれ程の雨が降ったらおそらくは堤防を越えて来るんでないかな、ということで取り上げてみました。

3番目です。小中併設校にちなみ受験生に配慮を。

息子達も孫もお世話になった学舎に別れを告げ、八郎瀧町も新年度から併設校です。

活気のある校舎になると思います。反面、賑やかすぎて受験生の負担にならないか心配です。ある中学校では受験対策と、3年生の教室の前は通行禁止をしています。そこまではしなくてもいいとは思いますが、ある程度の配慮は必要と思います。

この3番目は、教育長さんにご答弁お願いします。よろしくをお願いします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えいたします。

農林水産省が8月6日に発表した18年度の食料自給率(カロリーベース)が、主食米の国内生産量が前年並みとなったものの、天候不順で小麦、大豆の国内生産が大きく減少したこと等により、前年度より1ポイント下がり37%になった、との報道がありました。

食料自給率が37%というのは非常に危険な状態だと感じています。食料供給を外国に頼っていた場合、食料輸入相手国の天候不順等により我が国に食料を輸出できなくなった場合、どうするのか等いろいろなことが想定されます。

本町では、学校給食に於いて地場産のものを食材として納入しています。今後も地場産の安全で安心な食材を提供していきたいと思っております。

次に、近年、激甚化する自然災害が毎年のように全国各地で起きており、今年台風19号が勢力の衰えないまま上陸し、各地に甚大な被害をもたらしております。

北嶋議員のハザードマップの有効活用についてのご質問ですが、本町のハザードマップでは、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波想定区域、浸水想定区域、各避難場所等の情報が記載されておりますが、今後は土砂災害関係のハザードマップも作成する予定でもあり、その中には避難経路等を明示するものとなっております、主に三倉鼻、真坂地区、浦大町地区、岡本下台地区となる見込みでございます。

現在のハザードマップについては、秋田県による浸水想定区域の見直し作業が行われており、その内容にもよりますが、本町に関わる馬場目川の浸水想定区域の変更も出てくるのが予想されますので、ハザードマップの修正となると思われます。

想定外の自然災害が増加している昨今ですが、その対策としてはハード面の整備はもちろん必要ですが、避難の仕方、避難場所への誘導方法などをまとめた避難マニュアル等で、住民が理解して行動できるようになることや、現在、実施している町内もありますが、町内会単位の避難訓練の推進と言った、ソフト面の整備の強化にも努めて参ります。

以上でございます。3問目は教育長が答えます。

議長 村井 剛 江島教育長。

教育長 江島廣 北嶋議員の受験生への配慮、というご心配のご質問にお答えします。

小・中学生が一緒に校舎で学び活動する計画に当たり、学習への影響を考慮した点は、1階は小学1年生と2年生の普通教室、2階には3年生から6年生までの普通教室と、小学校特別支援教室、3階は中学生としております。

ある程度の騒音が3階まで聞こえる可能性があることと、小学生専用理科室が3階にありますので、まったく影響がないとは言い切れません。

これまで小・中学校の校長、教頭、教務主任と私とで併設校としての運用に当たっての教育課程検討会を数回開催し、予想される課題解決について検討してきております。

特にその中で、小・中学校の先生方にお話ししていることは、小学生になんでもかんでも我慢をなささいという指導はできるだけしないように、とお願いしております。

理科の授業以外の授業中に小学生が3階まで行くことは、まずないだろうと考えておりますし、中学生がテストの日だけに限り、小学生に少し気を遣ってもらえれば、と考えておるところです。

また、全教室にエアコンが設置されていることから、夏場も教室のドアや窓が閉まっている状態が多いことで、騒音等の影響は少ないのではと考えております。

しかし実際に始まってみないと分からないものも出てくると思います。あまりにも影響が大きいものが出て来た場合には、両校の先生方が良い方法を見出して、うまく対処してくれるものと思っております。終わります。

6番 北嶋賢子 特に3問目の学校のこと、丁寧にご説明有難うございました。

1番目の食料自給率のところで、農薬まみれの農産物と私は言いました。八郎潟町ではないけれども、学校給食のコッペパンからグリホサートという農薬が検出されて、問題になっております。

アメリカからの輸入小麦の98%から、このグリホサートが出ています。これは農民運動連合会の食品分析センターが公表したものです。政府が輸入ストップになった時のデータも先程言いました。

ストップにはならないと思ってのデータかもしれませんが、以前に母が言ったことを思い出しました。戦争中にタンスの底を背負ってきて、カボチャでもダイコンでも分けて欲しいと願われて、願われる方も切なかった、とこのように母が言ったのを記憶しています。

また、私達が東京にいた頃、好意にしている本屋さんがありました。そこのご主人が八郎潟か、八郎潟の近くまで買い出しに行ったことがあったよな、とこのように言ったことを思い出しました。

もし本当にそうになったら畑は荒らせないと思いました。テレビを付けると菅官房長官の顔が良く出てきます。今、話題の方だと思います。

この春、湯沢市の秋ノ宮山荘に行きましたら、山荘の前で朝市をやってました。中央市場の丸果の社長から、菅官房長官の家もイチゴを作っているよ、という風に聞いてましたので、聞いてみましたら作ってますよと丁寧に家まで教えてくれました。

仙秋サンラインの山の奥深い農家の出身で、農家のことが一番分かっているはずの人が今、国の舵取りをしています。

山荘の周りのスキー場も荒れ放題です。手入れをして芝桜でも植えたら、国道沿いだ

からもっときれいになるのに、それどころじゃないのかな、故郷どころじゃないのかなとも思いました。

野菜作りは今はまだ頑張れるけど、この先どうなるか分からないけれども、秋田出身の国会議員とか、あと農協の指導がこの先大切だと思います。

2番は、あれ程の雨が降ったら、おそらく馬場目川も超えて来るんじゃないかなということで、普段は災害のない町ということですけども、取り上げてみました。

3番は、今年、外孫が受験です。そしてこの間、締め切り前に三者面談があつて、爺さんが進めた学校受ける、このように言ってきました。じゃあ爺じ喜んでいよと言つて頑張れということで励ましましたけれども、八郎瀧中学校の受験生のことを思うとやっぱりこれから一緒になると、何か弊害が起きてくるんじゃないかなと思つて3番を取り上げてみました。ちょっと後段の方が長くなりましたけども、ご答弁有難うございました。終わります。

議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 1番 小柳です。今回もラストバッターを務めさせていただきます。
今回は主に2点、認定こども園についてと空き店舗等利活用助成事業の推進を、というところをお話しさせていただきたいと思つています。
まずは認定こども園について、の話題を進めさせていただきます。
いよいよ来年度から我が町でも認定こども園として、新たなスタートをきるようになりますけども、10月21日には利用者に向けた説明会も開催しておりました。
100名弱の父兄や関係者が出席しておりましたので、認定こども園に対する関心の高さを改めて感じた次第です。
その関心の高さは期待もあるかもしれませんが、不安からくる関心の高さもあつたのではないかと推測しました。
今回は認定こども園に関して父兄の方々からいただいた意見を基に、質問をさせていただきたいと思つています。
まずはこれからの議論を進める上で、現状の幼稚園と保育園の年中と年少の人数をお伝えしておきたいと思つています。
保育園の年中クラスは22人、幼稚園の年中クラスは10人、年少クラスにいきます。
保育園20人、幼稚園7人、保育園組みが少し多いかなということが分かるかと思つています。数年前まではどちらも同じ位の人数構成でしたけども、ここ数年はその割合が2対1になりつつ、変わりつつあるというのが私の推測ではございます。
分かり易く言うならば、1号認定というものが幼稚園組、2号認定が保育園組とざっくり考えていただいて結構なんですけども、昨日の行政報告でおおまかな数字は出していただいておられますけども、まずはこの認定こども園への申込み状況を、来年度の年長、年中、年少に分けてお伺いしたいと思つています。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。
八郎瀧たいようこども園の申込みは、11月18で終了しておりますが、123人の申込みがありました。その内訳は、教育を希望する1号認定の子どもは12人、保育を希望する3歳児以上の2号認定の子どもは62人、保育を希望する3歳児未満の3号認定の子どもは49人となっております。

1番 小柳 聡 すいません、今、年長と年中、年少に分けてお伺いしたんですけども、じゃあよろしいでしょうか。

議長 村井 剛 はい、齊藤福祉課長。

福祉課長 齊藤嘉生 ただいまのご質問にお答えいたします。
私共、認定こども園に関しましては年長、年中、年少という言葉は使いません。ですが議員のおっしゃる年齢別、という形でお答えしてもよろしいでしょうか。
3歳児が18人、4歳が26人、5歳が30人です。以上です。

1番 小柳 聡 それでは進めて行きます。今現在の幼稚園・保育園の割合からすると、今確認した1号認定12人、2号認定が62人という数字を出していただいておられますので、2

号認定で申込みをしている割合が増えていることが、数字から読み取れると思います。これは数字で表すと、今まで2対1だったものが5対1に変わっているのではないかなど、私自身は認識しているんですけども、この現代社会に於いてはやっぱり共働き家庭が多いので、当然といえば当然の結果かもしれません。

さらに付け加えるならば、この結果は幼児教育・保育が無償化になったという事も一因としてあるものと思っております。

無償化となったこと、付け加えれば教育機能は一律で受けられる、ということを含めれば、共働き世代は同じ条件で、より保育をしていただける2号認定を希望することは、自然の摂理のようにも感じます。

今現在、1号認定で申込みをされている方の中にも、出来るだけ早く働きたいと思ってる方もいます。その方にとってはいざ働いたとしても、1号認定のままだったらどうしようかな、という気持ちもあるそうです。

女性の社会進出は当然の流れですし、そのような不安を感じさせず、むしろ後押しできるような町でなければいけないと考えます。

1月27日に発表された厚生労働省が毎年実施している調査では、26歳から35歳の男女を対象に、結婚後の就業状況を尋ねたところ、女性は81%が仕事を継続という返答であったとありました。この割合というものは今後も増えていくものだと私も考えております。

仮説の話になりますが今現在、専業主婦の方に就職先が見つかり、一か月後には働けるものとして、それが年度途中であっても柔軟に対応いただけるものか、というところをお伺いしたいと思いますけれども、この認定の変更というものにどの位の期間を要するのか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 町としても女性の社会進出に不安を感じさせず、後押しすることは、重要な事と認識しております。

認定の変更手続きについては、まず保護者が求職活動をしている証明書を持参して、福祉課窓口へ来て認定の変更を申請していただく必要がございます。

申請に基づき認定の変更が決定されれば、保護者の求職活動によるこども園の利用が3カ月認められます。

ご質問の保護者の就労により、1号認定から2号認定へ変更する場合に要する期間ですが、この場合は保護者が就労証明書を持参して、福祉課窓口で認定の変更申請をしていただきます。

こども園の認可定員の範囲の確認や職員の配置など秀麗会との協議もありますので、その期間は早ければ1週間以内、遅くとも2週間以内を要すると考えております。

保護者が求職活動をする際は、早めにご相談をしていただければと思います。

1番 小柳 聡 早ければ1週間、遅くとも2週間というところを、伺わせていただきまして、思ったよりはスピーディに行くことが確認出来たので、そこは安心をいたしました。

それでは次の話題に移りたいと思います。1号、2号の話題を出しましたが、八郎潟たいようこども園に於いては3号認定、0歳児から2歳児と1号認定との園舎が分かれるということは、皆様もご承知のことかと存じます。

ここにも円滑な接続が出来るのかというところに、不安を感じる方もいらっしゃると思いますので、この2歳児から3歳児に変わるに当たって、円滑な接続をするための指針または留意点があればお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 秀麗会では、来年度から園舎が変わる園児を対象に、バス移動のシミュレーションも兼ね、幼稚園舎での過ごし方や幼稚園児との交流する機会を作りながら、町職員と秀麗会職員も認定こども園についての話し合いを定期的に行っております。

保育園児の保護者には、幼稚園舎に入った事のない方もいると思いますので、そのような不安を持った保護者を対象に、4月から子どもたちが通う幼稚園舎を見学できる機会を検討して参ります。

1番 小柳 聡 2歳児から3歳児に円滑な接続をするため、というところの保護者のところを確認出来ましたが、私としてはですね、この2歳児から3歳児に変わるというところ、いわばこっちの園舎から幼稚園舎に行く流れの中で、どのように交流とかを2歳児、3歳児ぐらいの壁というものを無くすところ出来るのかな、というところをお伺いしたかったんですけども、そこについて、福祉課長何かご意見あれば。

福祉課長 齊藤嘉生 ただいまのご質問にお答えいたします。

来年4月からのことになりますけれども、認定こども園の特徴の一つとしまして、異年齢交流というものがございます。これは異なる年齢の園児が交流することによって子どもたちの集団性を保ちながら、すこやかな育ちを支援するというものでございます。

これによりまして、他人を思いやる優しさや集団のマナー・ルールを学んでいくということでございます。

たいようこども園では、子どもたちの一週間の過ごし方の中で、3歳児以上と3歳児未満の交流を、回数はまだ未定ですが週数回行うということにしております。

来年度から園舎が変わる子どもを持つ保護者には、このような方法も不安解消の要因の一つになるのではないかと考えております。

1番 小柳 聡 欲しかったような答弁を、今いただきました。有難うございます。

1号認定のお母さんたち、保護者からは夏休み、冬休みがあることで、自分のお子さんがやっぱり休み明けに普段一緒にいなかった子どもたちに、教育的な面で置いていかれるのではということをお心配をする声や、また休み明けに上手く溶け込んでいけるか不安だという声もありました。

また保護者同士でもその後上手くコミュニティを取っていけるのかな、という点を心配する声がありました。

今までは幼稚園・保育園と住み分けが出来ていたこともありますけれども、一つの集合体の中で大多数と一部分に分けられるというところは、そのような感情論も生まれてくるかと思えます。

説明会でも教育の時間と保育の時間が分かれている、デイリープログラムが示されている以上、長期休暇があることによって、その期間の中で教育面において遅れを取ってしまうのでは、という不安に感じてしまう保護者心理も、私自身理解できないものではありません。

今後、よほど社会情勢が変わらない限り、1号認定と2号認定の割合というものは変わらないと思えます。

そこでまずはですね、1号認定の園児に関して、2号認定と同様の扱いといたしますか2号認定の方に寄せて行くことができないものかな、というところをお伺いさせていただきたいと思えます。

町長 畠山菊夫 長期休業中の1号認定の子どもと、2号認定の子どもの取扱いについては、そもそも1号は教育を希望、2号は保育が必要な場合と分かれております。

ご承知とは思いますが、1号認定は教育の一環として長期休業はありますが、2号認定には保育が必要ということから、長期休業はありません。

1号認定の子どもを2号認定の子どもと同じ時間を過ごさせる方法としては、有料であります。預かり保育があります。

平日の午後からや、長期休業期間も利用可能ですので、そちらをご利用いただくことをお勧めいたします。

なお、1号認定された子どもが、その保護者の就労状況や家庭事情により保育が必要と認められた場合は、その利用料は無料となる場合もございます。

1番 小柳 聡 長期休暇の間というのは、デイリープログラムは説明会で示された午前中は教育というところ、午後は保育の時間というところを、長期休暇の間もそれは変わらないものという認識でよろしいでしょうか。

福祉課長 齊藤嘉生 変わらないということは、2号認定の取扱いについてでしょうか、それとも1号認定の取扱いについてでしょうか。

1番 小柳 聡 すいません。午前中に関してはおそらく2号と1号一緒に扱いと記憶しておりますけれども、いかがでしょうか。

福祉課長 齊藤嘉生 平日であれば1号と2号は、午前中は教育という課程で一緒に過ごすこととなります。以上です。

1番 小柳 聡 それではその長期休暇の間の午前中の取扱いというのは、こういった感じになるのでしょうか。

福祉課長 齊藤嘉生 そうすれば2号認定のことと考えてよろしいですか。2号認定の場合は教育ということになります。以上です。

1 番 小柳 聡 なるほど、分かりました。それでは1号認定と2号認定で、それが変わることで
て
私は職員数の配置等の問題はない、という風に認識していました。そこには認定制度と
いうのがあるのは私も理解してますし、国からの給付もその基準に従って割当られると
理解しております。
それをいたずらに変えることも正しいことだとは思っておりません。
ただ一つの集合体でやっぱり大多数と一部に分けられてしまう、というのは少し不憫
でもあるかなと思います。
そこで、週に一回ぐらい自由に参加、1号認定の方も2号認定の方と同様に自由に参
加出来るようなルールを作ってはどうか、というところはちょっと先程町長からも答
弁もありましたので、町単事業でそれを後押しできないかな、というところに関しては
ちょっと答弁いただけますでしょうか。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 町では、国の制度や県からの指導を踏まえ、秀麗会と協議検討しながら、来年の4月
1
日の開園を目指しております。開園後の運営状況や体制など未知数なところもあります
ので、現在はそこまでは考えておりません。
しかしながら、ご質問の件については、出生数や家庭に事情など、子どもを取り巻く
環境は常に変わってくることが予想されますので、今後、その必要性については秀麗会
からのご意見を伺いながら、町として検討していくことも必要ではないかと思えます。

1 番 小柳 聡 今そういったことも、少しずつ検討していただける、というところを伺ってまず安心
しました。やっぱり今認定こども園、新たな一つの形で動き出すと思いますので、子ど
もも親もワンチームになれるような体制を作て行くのが、我々町政に携わる人間の責務
かなと思ひまして、発言させていただきました。
それでは次の話題に移りたいと思います。空き店舗等利活用助成事業の推進・促進と
いうところをお話させていただきたいと思ひます。
過去にも空き家問題は何度か取り上げて参りましたが、今回は空き店舗というテ
ーマに絞って、お話をさせていただきたいと思ひます。
まず結論を先に申しますが、空き店舗これは空き家という解釈でもいいのですが、そ
の空き店舗の利活用をどんどん押し進めていき、八郎潟町に新たなお店やビジネスチャ
ンスを増やしていきましょうというお話です。
今回の質問のテーマとしては、空き家対策としてのマッチング、改修を進めていくこ
とも勿論ですが、店舗への改修をより優先させるように、現状の町独自の助成金等を見
直せるものは見直し、この限界で商売をしたいと考えている方の目に止まるようにブラ
ッシュアップした政策を作っていきますか、といった趣旨で話を進めていきたいと考
えております。
新規出店というものも、それは勿論うれしい話題ではありますが、空き家や空
き店舗をリノベーションして、新しい店舗に生まれ変わるならば、それは空き家問題も
一つ解決するので、私自身一石二鳥とも言えるのではないかと感じております。
さて今現在は、参考までに第6次総合計画の折り返し地点にいるわけですが、空き店
舗改修の5カ年間の目標が3件という数字、ここは達成できているかちょっと確認させ
てください。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 本町では、先程金議員さんにも言ったとおり、いろんな事業を展開しておりますけど
も、議員の言われる空き店舗を活用した起業件数ですが、現在まで3件活用しておりま
す。

1 番 小柳 聡 そもそも空き家や空き店舗がなければ、成り立たないという不確定要素を持つ目標計
画でございますので、数字として達成できているというのは、率直に評価をしたいと思っ
ております。
私個人としてはここ数年で空き店舗をリノベーションして出来たお店が、しっかりと
根付いてきているんじゃないかなと感じております。
町内のみならず、町外からもたくさんのお客さんをお呼びしていることを嬉しく思っ
ておりますし、やはり新しくお店や事業を始めようとする方はしっかりとしたやる気と明確

な目標があるからこそ、結果も出始めているのではないかと推測しております。

こういった分野は、やはり伸ばしていかなばと私自身も考えております。

ただ、暗い話題も敢えて少しだけ触れさせていただきますけども、八郎潟町の5年、10年先を見た時に、今以上に空き店舗が増えていることは安易に予測できます。一番は後継者の不足です。私自身、八郎潟町の商店会の名簿を見ることがありますけども、その中には自分の代で終わろう、という考えの方が少なくはありません。

単純に先細りしていく商店街というものは、町にとってもマイナスイメージでしかありません。だからこそ新規出店や空き店舗の利活用を促す仕組み作りを増やしていただきたいと考えております。

まずは当局として、空き店舗対策を進めていく必要性を感じているか、というところをお伺いさせていただきます。

町長 畠山菊夫 空き店舗活用に限って言いますと、町の中心街区に多くの人がいると街全体が活気づいて華やかに見えます。人がいないと地域経済は成り立たなくなるので、今後も空き店舗対策事業は引き続き継続していく方向です。

1番 小柳 聡 そもそもお店を開きたいと思う方の需要に対する供給がうまくマッチするかという難しさも含んでおりますし、いろいろな整備をまず進めていくことが大事と私自身考えます。

仮に空き店舗があったとしても、住宅を兼ねている場合は貸し出すのが難しいというケースもあると思います。年間に何件もある案件ではございませんけども、空き家・空き店舗の数、持ち主の意向、これは賃貸や売買、その価格等のデータ化を進めていただきたいと思っておりますけども、ここに関してちょっと答弁あればお願いいたします。

町長 畠山菊夫 議員ご承知のとおり、今年度から町では空き家バンクを開設しています。しかし今のところ、バンクに登録してもよいという方はいませんが、今は将来の解体費用の発生を避けるため、無償で提供していただく方もおられると思います。ただ、黙っているだけでは登録者は来ないことは職員にも言っております。早く条件の良いバンク登録することが何よりだと思っております。

1番 小柳 聡 まずそれではですね、今回の議会にも提出されてましたけども、店舗改修補助金、これも今回活用されていますけども、その多くはやっぱり既存のお店のリフォーム等に活用されているものだと思います。

それを否定するものではありませんけども、この程度に関しては外部からの起業者をターゲットにしないように感じますので、新規起業や空き店舗の活用という八郎潟町にとって必要なターゲットに向けた施策を創り上げて、それをホームページ等で可視化出来るようにしていただきたいと思っております。

従来町の町内在住者に向けたこういう施策か、外向きの空き店舗活用、これは町外在住でもいいんですけども、そういったところをどちらに今後重きを置いていくかというところを、ちょっとご所見をお伺いしたいと思っております。

町長 畠山菊夫 店舗出店改修等補助金は新規出店者に対応しておりますが、本町の住民であることが前提となっています。

町外の方が本町で新たに起業したいという方がいれば、是非本町に住民登録をしていただいて、それから起業していただきたいと思っております。

フィフティーフィフティーということで、どちらということではございません。

1番 小柳 聡 今、町内在住していただいたら、そういうのもやれる、というところをお伺いしました。私としては、町内在住者とはもかくとして、町外在住者にどこまでアプローチが出来るのか、というところを今回の質問で、ちょっと深堀していきたいなと思っております。助成金を町内在住者に与えることは理解をいただけると思うんですけども、町外であればだめ、というのは私にとってちょっと完全に受け身の発想かなと思っております。

むしろプレゼンなどを行うことで、町が信用出来るという判断が出来るのであれば、他町村の方であっても八郎潟町を選択していただける、ということであれば同じような条件で助成出来るような仕組み作り、というものがあってもいいのではないかなと感じております。

そこに関しては、ご所見はいただけますでしょうか。

町長 畠山菊夫 小柳議員言うとおりでそのように思っております。

- 1 番 小柳 聡 それでは是非そういった町外の方にも、しっかりとしたアプローチをしてそういう仕組みを作っていただきたいと思います。
- 私としては、こういった分野に関しては、対策チームなども作ってもいいと思いますし、必要であればワークショップ等も開催して、八郎潟町に欲しいジャンルのお店を検討し、それを逆指名というか逆募集するというのも、面白いのではないかと考えております。
- まずは既存の補助金制度を見直し、八郎潟って商売するのもいいね、と思われるぐらいの助成制度等を作っていただきたいと思いますし、そういったことに前向きであるならば、私も側面から後方からお手伝いさせていただきたいと考えております。
- それでは最後にそこも含めて、今一度決意をお聞かせいただきたいと思います。
- 町長 畠山菊夫 全体計画のお話、今後の見直しについてはまだ着手しておりませんが、来年度実施する総合戦略の策定も来年度から実施することとしておりますので、その場でいろいろ計画しておりますけども、今、議員言われる町に欲しいジャンルのお店、の逆募集や新たな助成制度、これについては、今後も強く取り組んで行きたいと思っております。
- そしてまた、議員言われる補助金が使われていない状態の支援の在り方、これについても見直しは必要だろうと思っておりますので、その部分も検討して行きたいと思っております。
- 1 番 小柳 聡 今、大変力強いお言葉をいただいたと思っております。今後、私も是非こういった今迄活用されていないものは、新たな必要性のあるところに答申していくという発想で、提案もさせていただきたいと思っておりますので、一緒に頑張りたいと思っております。
- それでは質問を終わります。有難うございました。
- 議長 村井 聡 これにて、1 番小柳聡君の一般質問を終わります。
- ここで、開会前に当局から予算数字の訂正の申し入れがありました。
- そこで日程の変更が必要となりますので、ご異議ございませんでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 異議ないものと認めます。
- ここで日程第2、議会運営委員会の開会を加えたいと思っております。
- 暫時休憩して、議会運営委員会を開いていただきたいと思います。
- 暫時休憩します。
- (休 憩)
(再 開)
- 議長 村井 剛 休憩以前にさかのぼりまして、会議を再開したいと思います。
- ここで議会運営委員長の報告を求めます。
- 2 番 柳田裕平 どうもお待たせしました。急に議案の訂正ということで、当局の方からお話がございまして、議会運営委員会で審議いたしました。
- 提案する議案は議案第46号、それから議案第55号の2件でございます。
- 内容については今、当局から説明がございしますので、どうかご審議の程よろしく願います。
- 議長 村井 剛 ただ今、議会運営委員長の報告のとおり訂正事項が報告ありました。
- そのように取り計らって、ご異議ございませんでしょうか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 異議ないものと認め、日程を変更します。
- なお、これより各常任委員会を開いていただきます。
- なお、最終日の13日は、午後3時から本会議を開会いたしたいと思います。
- 本日の会議はこれをもって閉会いたします。
- 閉会する前に、当局からの説明があるということですので、説明を受けます。
- 総務課長 小野良幸 今回の議案の訂正でございますけども、その内容について説明いたします。
- 議案第46号 八郎潟町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正の改正文の中で、八郎潟町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額とありましたが、その摘要の条項が誤ってござい

まして、正しくは第2条第1項でございました。

同じく、これに係る新旧対照表につきましても、同様の誤りがございました。

そして議案第55号 工事請負契約の変更契約の締結について、でございますが、変更後の契約金額について、2億4,608万600円という誤記載がございまして、正しくは、2億4,578万300円でございます。

併せまして次のページの変更増減額が632万600円と記載しておりましたが、正しくは602万300円でございます。事務的なミスでございまして、訂正してお詫び申し上げます。

議長 村井 剛 ただ今、当局から説明がございました。特に質問等ございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、これにて各議案に対する質疑を終わりたいと思います。
これより、各常任委員会を開いていただきます。
なお、最終日13日は午後3時から本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後3時24分)

令和元年八郎潟町議会 12月定例会 会議録

第4日目 令和元年12月13日（金）

議長 村井 剛 ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長

教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案及び請願・陳情について、各常任
委員長の報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 （総務産業常任委員長報告）

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 加藤千代美 （教育民生常任委員長報告）

議長 村井 剛 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 質疑がないようですので、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
（質疑なしの声あり）

議長 村井 剛 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 加藤千代美君に対する質疑を終わります。
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
なお、討論は反対討論からとなりますので、討論がある場合は挙手のうえ、反対・賛成を述べたうえで、議長の許可を得てからお願いします。
日程第2、議案第41号 八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第41号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第42号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第43号 八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第43号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第44号 八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第44号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第45号 八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第45号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第46号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について(10件分)の、討論を行います。討論ありませんか。(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第46号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第47号 八郎潟町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第47号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第48号 公益的法人等への八郎潟町職員の派遣等に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第48号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第49号 令和元年度八郎潟町一般会計補正予算(第4号)について、討論を行います。討論ありませんか。(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第49号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。(起立多数)
- 議長 村井 剛 起立多数であります。よって議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第11、議案第50号 令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予

算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第50号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第12、議案第51号 令和元年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第51号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第13、議案第52号 令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第52号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第14、議案第53号 令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第53号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第15、議案第54号 令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第54号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第16、議案第55号 工事請負契約の変更契約の締結（八郎潟中学校校舎改修工事）について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第55号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第17、議案第56号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、討論を行います。討論ありませんか。
（討論なしの声あり）

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第56号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第18、陳情について討論・採決をいたします。
陳情 受理番号第14号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。受理番号第14号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第14号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、受理番号第15号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。陳情 受理番号第15号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第15号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
陳情 受理番号第16号 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。陳情 受理番号第16号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第16号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
陳情 受理番号第17号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。陳情 受理番号第17号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案を送付することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第17号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、陳情 受理番号第18号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。陳情 受理番号第18号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第18号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
陳情 受理番号第19号 深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないことを国に求める意見書提出の陳情書について

て、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。陳情 受理番号第19号について、委員長の報告は、採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第19号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第57号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。

議案第57号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員の小野勤氏は、令和元年12月25日をもって任期満了になりますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和元年12月26日から3年間です。

小野氏は、人格も高潔で、固定資産の評価に関し、豊富な識見を有する者として提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。

日程第19 議案第57号 八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第57号については、同意することに決定いたしました。

次に日程第20、議案第58号 八郎潟町監査委員の選任につき同意を求めることについて、を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫

議案第58号 八郎潟町監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員の渡邊優氏は、令和元年12月31日をもって任期満了になりますので、引き続き同委員としてお願いいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和2年1月1日から4年間です。

渡邊氏は、地方公務員としての職歴も長く、人格も高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行財政運営管理に関し、優れた識見を有する者として提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。

日程第20 議案第58号 八郎潟町監査委員の選任につき同意を求めることについて

て、本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第58号については、同意することに決定いたしました。
次に、日程第21 諮問第1号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を上程いたします。
諮問にあたり、説明を求めます。

町長 畠山菊夫
諮問第1号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の工藤常子氏は、令和2年3月31日をもって任期満了になりますので引き続き同委員として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。
なお、任期につきましては、令和2年4月1日から3年間であります。
工藤氏は教職員としての職歴も長く、人格も高潔で、広く社会の事情に通じ、人権擁護について理解を有する者として、十分な要件を満たしておりますので、推薦に当たって諮問するものであります。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、諮問第1号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。それでは採決いたします。
本案は1名の推薦が求められております。人権擁護委員として工藤常子氏を推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、工藤常子氏を推薦することとし、答申することに決定いたしました。
以上、今定例会に付議された議案は全て終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時48分)